こ成事第４８１号
令和５年９月７日
第一次改正　こ成事第５５８号
令和５年１２月１８日
第二次改正　こ成事第１１号
令和６年１月２５日
第三次改正　こ成事第７７号
令和６年２月２１日
第四次改正　こ成事第４２５号
令和６年５月２１日
第五次改正　こ成事第６３９号
令和６年９月１２日
第六次改正　こ成事第７６８号
令和６年１２月２４日
第七次改正　こ成事第１６９号
令和７年４月３日
第八次改正　こ成事第３３２号
令和７年７月８日
第九次改正　こ成事第５２２号
令和７年１０月２７日
第十次改正　こ成事第６２８号
令和７年１２月２４日
第十一次改正　こ成事第１７４号
令和８年４月８日
第十一次改正　こ成事第３５２号
令和８年６月２５日

各　都道府県知事　殿

こども家庭庁長官

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、令和５年４月１日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

別紙

子ども・子育て支援交付金交付要綱

（通則）

第１条　子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和５年内閣府令４１号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この交付金は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第５９条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第３条　この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

（１）利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（令和６年３月30日こ成環第131号、こ支虐第122号、５文科初第2594号）の別紙に定める利用者支援事業

（２）延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（令和６年４月１日こ成保第225号）の別紙に定める延長保育事業

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（令和６年４月23日こ成保第256号、６文科初第277号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和６年４月25日こ成保第261号、６文科初第298号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（５）放課後児童健全育成事業

「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和５年４月１２日こ成環第５号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

（６）子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」（令和６年３月30日こ成環第103号）の別紙に定める子育て短期支援事業

（７）乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３２号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

（８）養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」（令和６年３月28日こ支虐第88号）の別紙に定める養育支援訪問事業

（９）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第３４号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業の実施について」（令和６年３月30日こ成環第104号）の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業

(11) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和６年３月30日こ成環第105号）の別紙に定める児童育成支援拠点事業

(12) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業の実施について」（令和６年３月30日こ成環第106号）の別紙に定める親子関係形成支援事業

(13) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和６年３月30日こ成環第113号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(14) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」（令和６年３月30日５文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業

(15) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」（令和６年３月30日こ成保第180号）の別紙に定める病児保育事業

(16) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和６年３月30日こ成環第120号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(17) 産後ケア事業

「産後ケア事業の実施について」（令和７年３月２６日こ成母第228号）の別紙に定める産後ケア事業

（交付額の算定方法）

第４条　この交付金の交付額は、別紙の第２欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）第２欄の各区分ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）第２欄の各区分ごとに、（１）により選定された額に第５欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の条件）

第５条　この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

（１）交付対象事業に要する経費については、別紙様式２の別表１及び別紙様式４における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

（２）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

（４）事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（６）地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式８により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、地方厚生（支）局

長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（９）この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して（１）から（９）までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、（２）、（３）、（４）、（５）、（６）及び（８）中「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と、（６）及び（８）中「国庫」とあるのは「市町村」と、（５）及び（９）中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

（申請手続）

第６条　この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）市町村長は、別紙様式２による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（２）都道府県知事は、市町村から（１）の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式３と併せて別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更交付申請）

第７条　この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

（交付決定）

第８条　地方厚生（支）局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

２　都道府県知事は地方厚生（支）局長の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式４により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

３　市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、

交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１５日以内にその旨を記載した書面を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第９条　こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第１０条　この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

（１）市町村長は、毎年４月１０日（第５条の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月を経過した日）までに別紙様式５による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

（２）都道府県知事は、市町村から（１）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式６と併せて毎年４月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（額の確定）

第１１条　都道府県知事は地方厚生（支）局長の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式７により、速やかに確定の通知を行うこと。

（交付金の返還）

第１２条　地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

第１３条　特別の事情により、第４条、第６条、第７条及び第１０条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別　紙

１事業	２区分	３基準額	４対象経費	５負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）	１　運営費 （１）基本型 ア　基本分 ①　基本Ⅰ型（開所日数が週５日以上の場合） １か所当たり年額　8,508,000円 ②　基本Ⅱ型（開所日数が週５日に満たない場合） １か所当たり年額　2,569,000円 ③　基本Ⅲ型（保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合） １か所当たり年額　325,000円 イ　加算分 ①夜間加算　１か所当たり年額　1,646,000円 ②休日加算　１か所当たり年額　886,000円 ③出張相談支援加算 １か所当たり年額　1,047,000円 ④機能強化のための取組加算 １か所当たり年額　2,194,000円 ⑤多言語対応加算　１か所当たり年額　805,000円 ⑥特別支援対応加算 １か所当たり年額　878,000円 ⑦多機能型加算　１か所当たり年額　3,402,000円 ⑧こども家庭センター連携等加算 １か所当たり年額　325,000円 ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。 （２）特定型 ア　基本分　１か所当たり年額　3,446,000 円 イ　加算分 ①夜間加算　１か所当たり年額　1,646,000 円 ②休日加算　１か所当たり年額　886,000 円 ③出張相談支援加算	利用者支援事業の実施に必要な経費	国 2/3 (注) 都道府県 1/6 市町村 1/6 (注) (1)財政力指数が都道府県または市区町村いずれか1.0以上 かつ (2)原則の補助率(2／3)で算出した本区分の国庫補助額が１億円を超える地方自治体

		1か所当たり年額　1,047,000円 ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額　2,194,000円 ⑤多言語対応加算　1か所当たり年額　805,000円 ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額　878,000円 （3）こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア　統括支援員の配置　1か所当たり　6,941,000円 ※　「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。 ※　人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 イ　母子保健機能（従来の子育て世代包括支援センター） ①基本分 （ⅰ）保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり　15,015,000円 （ⅱ）保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり　6,690,000円 （ⅲ）保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり　12,260,000円 （ⅳ）保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり　9,445,000円 ※　平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、（ⅰ）から（ⅳ）の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。 ・保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり　14,988,000円 ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり　21,382,000円		について は、補助 率を以下 の①～③ のとおり とする。 ① 財政力指 数が都道 府県及び 市区町村 ともに 1.0以上 の場合 国 1/2 都道 府県 1/4 市区 町村 1/4 ② 財政力指 数が都道 府県は 1.0以 上、市区 町村は 1.0未満 の場合

		※　従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。 ②加算分 （ｉ）多言語対応加算　　１か所当たり年額　　805,000円 （ⅱ）特別支援対応加算　１か所当たり年額　　878,000円 ※　イの「１か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所１か所当たりとする。 ウ　児童福祉機能（従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点） ①　基本分（直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） （ｉ）基礎単価 小規模Ａ型　　3,780,000円 小規模Ｂ型　　10,347,000円 小規模Ｃ型　　17,048,000円 中規模型　　23,308,000円 大規模型　　43,151,000円 （ⅱ）最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 4,819,000円×配置人数 （ⅲ）最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 4,819,000円　×配置人数（上限５人） ②　基本分（委託して行う場合） （ｉ）基礎単価 小規模Ａ型　　9,975,000円 小規模Ｂ型　　16,542,000円 小規模Ｃ型　　23,243,000円 中規模型　　35,699,000円 大規模型　　67,933,000円 （ⅱ）最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合　　6,426,000円×配置人数 非常勤職員を配置した場合　　4,819,000円×配置人数 （ⅲ）最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗		国 7/12 （都道府県 1/4） （市区町村 1/6） ③ 財政力指数が、都道府県は1.0未満、市区町村は1.0以上の場合 国 7/12 （都道府県 1/6） （市区町村 1/4） ただし、①～③の場合において、そ

		せ配置単価（上限５人） 常勤職員を配置した場合　6,426,000円×配置人数 非常勤職員を配置した場合　4,819,000円×配置人数 ③ 夜間・土日開所加算（人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） ①又は②による基準額×（（１週間当たりの開所時間数－40）÷40） ④ 開設準備経費（児童福祉機能のみを開設する場合に限る。２　開設準備経費とは併用不可。） １か所当たり　7,678,000円 ⑤ 弁護士・医師等配置加算 １か所当たり　360,000円 ⑥ 地域活動等推進加算 （ｉ）　研修・広報啓発費用 １か所当たり　872,000円 （ⅱ）　見守り活動等推進費用 １か所当たり　13,000,000円 （ⅲ）通訳業務費用 １か所当たり　1,560,000円 ※　ウの「１か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所１か所当たりとする。 エ　サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ①　直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） １人当たり　3,098,000円 ②　委託の場合 １人当たり　6,426,000円 ※　配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。なお作成件数には、サポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。 ※　１か所当たりの支援員の配置人数の上限は、人口規模に応じ以下のとおりとする。なお、人口については直近の人口を用いるものとする。 人口10万人未満　１人 人口10万人以上かつ30万人未満　２人 人口30万人以上　３人		れぞれの補助率（1/2又は7/12）で算出された本区分の国庫補助額が１億円を下回る場合は、上限１億円を国庫補助額とすることができる。

		※　エの「１か所当たり」とは、こども家庭センター１か所当たりとする。 オ　地域資源開拓コーディネーターの配置 ①　直営の場合（会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。） １か所当たり　3,098,000円 ②　委託の場合 １か所当たり　6,426,000円 ※　１か所当たり１人を上限とする。 ※　オの「１か所当たり」とは、こども家庭センター１か所当たりとする。 カ　制度施行円滑導入経費 １市町村当たり　3,608,000円 （令和８年度までの経過措置） 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしていない施設であって、こども家庭センターの「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはイに掲げる基準額を、こども家庭センターの「児童福祉機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所を設置している場合にはウに掲げる基準額を、令和８年度まで適用する。 ２　開設準備経費（改修費等） （１）基本型及び特定型（基本Ⅲ型を除く） １か所当たり　4,000,000円 （２）こども家庭センター型 １か所当たり　7,678,000円 ※　(1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※　(2) において、「１か所当たり」とは、こども家庭センター１か所当たりとする。		
	利用者支援事業（妊婦等包	１　運営費 次の（１）から（３）により算出された額の合計額 （１）　１か所当たりの妊娠届出受理数 700 件以上		国 1/2

<table>
<tr>
<td></td>
<td>括相談支援事業型）</td>
<td>17,293,000 円
（２）　１か所当たりの妊娠届出受理数 200 件以上 700 件未満
10,847,000 円
（３）　１か所当たりの妊娠届出受理数 200 件未満
9,092,000円

※「１か所当たり」とは、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口（従前の子育て世代包括支援センター）１か所当たりとする。
※こども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援センター１か所当たりとする。
※こども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、１か所とする。
※人件費が地方財政措置や補助金など別に交付されている場合については対象としない。
※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。</td>
<td></td>
<td>都道府県
1/4
市町村
1/4</td>
</tr>
<tr>
<td>延長保育事業</td>
<td>延長保育事業</td>
<td>１　一般型
（１）保育短時間認定（ア～エについては在籍児童１人当たり年額、オについては１事業当たり年額）
ア　保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>23,300円</td></tr>
<tr><td>2時間</td><td>46,600円</td></tr>
<tr><td>3時間</td><td>69,900円</td></tr>
</table>
イ　小規模保育事業
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td>A型・B型</td><td>C型</td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>15,400円</td><td>19,500円</td></tr>
<tr><td>2時間</td><td>30,800円</td><td>39,000円</td></tr>
<tr><td>3時間</td><td>46,200円</td><td>58,500円</td></tr>
</table>
ウ　事業所内保育事業（定員19人以下）
<table>
<tr><td>延長時間区分</td><td></td></tr>
<tr><td>1時間</td><td>14,100円</td></tr>
<tr><td>2時間</td><td>28,200円</td></tr>
<tr><td>3時間</td><td>42,300円</td></tr>
</table></td>
<td>延長保育事業の実施に必要な経費</td>
<td>国
1/3
都道府県
1/3
市町村
1/3</td>
</tr>
</table>

エ　家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	97,300円
2時間	194,600円
3時間	291,900円

オ　障害児保育加算（平均対象障害児数が1人以上の施設）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	300,000円
2～3時間	750,000円

（２）保育標準時間認定（１事業当たり年額）

ア　保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	1,909,000円
2～3時間	2,955,000円
4～5時間	6,280,000円
6時間以上	7,401,000円

イ　小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	1,556,000円	1,556,000円	1,556,000円
	2～3時間	1,916,000円	1,916,000円	1,916,000円
	4～5時間	4,906,000円	4,906,000円	4,888,000円
	6時間以上	5,691,000円	5,691,000円	5,673,000円
その他	30分	600,000円	600,000円	600,000円
	1時間	1,510,000円	1,510,000円	1,510,000円
	2～3時間	1,761,000円	1,761,000円	1,761,000円
	4～5時間	3,996,000円	3,996,000円	3,978,000円
	6時間以上	4,446,000円	4,446,000円	4,428,000円

※　「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ　事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下

			A型	B型
自園調理等	30分	552,000円	552,000円	552,000円
	1時間	1,756,000円	1,432,000円	1,432,000円
	2～3時間	2,719,000円	1,763,000円	1,763,000円
	4～5時間	5,778,000円	4,513,000円	4,513,000円
	6時間以上	6,809,000円	5,236,000円	5,236,000円
その他	30分	552,000円	552,000円	552,000円
	1時間	1,543,000円	1,389,000円	1,389,000円
	2～3時間	2,007,000円	1,621,000円	1,621,000円
	4～5時間	4,371,000円	3,676,000円	3,676,000円
	6時間以上	5,093,000円	4,090,000円	4,090,000円

エ　家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自園調理等	30分	343,000円	176,000円
	1時間	686,000円	351,000円
	2～3時間	1,226,000円	639,000円
	4～5時間	3,023,000円	2,043,000円
	6時間以上	4,899,000円	3,526,000円
その他	30分	336,000円	168,000円
	1時間	671,000円	335,000円
	2～3時間	1,174,000円	587,000円
	4～5時間	2,217,000円	1,237,000円
	6時間以上	3,757,000円	2,384,000円

オ　夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30分	600,000円
1時間	2,137,000円
2～3時間	3,183,000円
4～5時間	6,394,000円
6時間以上	7,401,000円

カ　配置基準改善加算（平均対象児童数が21人以上の施設等）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	300,000円
2～3時間	750,000円

4～5時間	1,350,000円
6時間以上	1,950,000円

キ　障害児保育加算（平均対象障害児数が1人以上の施設）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	300,000円
2～3時間	750,000円
4～5時間	1,350,000円
6時間以上	1,950,000円

２　訪問型

（１）保育短時間認定（児童１人当たり年額）

ア　居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	291,900円
2時間	583,800円
3時間	875,700円

イ　その他（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）

延長時間区分	
1時間	291,900円
2時間	503,000円
3時間	503,000円

（２）保育標準時間認定（１事業当たり年額）

ア　居宅訪問型

延長時間区分	
30分	168,000円
1時間	335,000円
2～3時間	587,000円
4～5時間	980,000円
6時間以上	1,372,000円

イ その他

（保育所等の施設で利用児童が１名となった場合）

延長時間区分	
30分	168,000円
1時間	335,000円
2時間以上	503,000円

		※　１及び２ともに事業期間が６か月未満の施設にあっては、該当する１人（１事業）当たり年額に２分の１を乗じて得た額を基準額とする。		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	１　教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童　　１人当たり月額2,800円 ２　給食費（副食材料費） 低所得世帯・多子世帯等に属する児童　１人当たり月額5,100円	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	１　新規参入施設等への巡回支援 １施設当たり年額　　420,000円 ２　認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児１人当たり月額　　65,300円 ３　地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児１人当たり月額　　20,000円 ※　ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去３カ年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は切り捨て。）が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業（特定分）	１　放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を２名以上配置した場合 ※　常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。	局長通知別添１の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費	

		（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 5,107,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×28,000円 (ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 7,495,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数）×26,000円 (ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　7,495,000円 (ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 7,495,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×96,000円 (ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 4,997,000円 イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×31,000円 （1日8時間以上開所する場合） ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×31,000円 エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数×804,000円 (ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間　×362,000円 （２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位　5,229,000円 (ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　3,704,000円 イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）	を除く。）	

		長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×31,000円 ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数　×　804,000円 ②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合 ※　条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）１③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。 （１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,028,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×28,000円 (ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 5,416,000円－（36人－支援の単位を構成する児童数） ×26,000円 (ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　5,416,000円 (ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 5,416,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×96,000円 (ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円 イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×23,000円		

		（1日8時間以上開所する場合） ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×23,000円 エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数　×　495,000円 (ｲ)長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間　× 223,000 円 （２）年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位　3,580,000円 (ｲ)構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位　2,054,000 円 イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×23,000 円 ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数　×　495,000円 ③設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみ配置した場合 ※　児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。 ※　通常、放課後児童支援員１名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に限り、補助員１名配置とする場合は、本基準額を適用する。 （１）年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所 ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2,734,000 円－（19 人－支援の単位を構成する児童の数）		

×28,000 円

(ｲ)構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位

4,564,000 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数）

×25,000 円

(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位

4,564,000円

(ｴ)構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位

4,564,000 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人）

×81,000 円

(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2,464,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日）×19,000円

（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×19,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)平日分（18時半を超えて開所する場合）

「18時半を超える時間」の年間平均時間数　×　336,000円

(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 152,000円

（２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,865,000円

(ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,971,000円

イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）×19,000円

ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

平日における「18時半を超える時間」の

年間平均時間数　×　336,000円

④設備運営基準に基づく補助員のみを原則２名以上配置した場合

※　条例等に、放課後児童支援員等１名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等１名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前 に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等１名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特定分）１③又は⑤に基づいた基準額を適用する。

（１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

ア　基本額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位

2,027,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×30,000円

(ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位

4,746,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000円

(ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　4,746,000円

(ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位

4,746,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×84,000円

(ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位

2,565,000円

イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額）

（年間開所日数－250日）　×　21,000円

（1日8時間以上開所する場合）

ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

（上記要件に該当する開所日数）　×21,000円

エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額）

(ｱ)平日分（18時半を超えて開所する場合）

「18時半を超える時間」の年間平均時間数　×　394,000円

		(ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間　×　178,000円 （２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位　2,899,000円 (ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,159,000円 イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×21,000円 ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数　×　394,000円 ⑤設備運営基準に基づく補助員を１名のみ配置した場合 ※　児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を１名配置とする場合は、本基準額を適用する。 （１）年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,868,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数） ×30,000円 (ｲ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 3,757,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数） ×27,000円 (ｳ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位　3,757,000円 (ｴ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 3,757,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人） ×65,000円 (ｵ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円 イ　開所日数加算額（１支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250日）×17,000円		

		（1日8時間以上開所する場合） ウ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）　×　17,000円 エ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)平日分（18時半を超えて開所する場合） 「18時半を超える時間」の年間平均時間数　×　211,000円 (ｲ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間　×　95,000円 （２）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分） ア　基本額（１支援の単位当たり年額） (ｱ)構成する児童の数が20人以上の支援の単位　2,072,000円 (ｲ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位　1,159,000円 イ　長期休暇支援加算額（１支援の単位当たり年額） 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）　×17,000円 ウ　長時間開所加算額（１支援の単位当たり年額） 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数　×　211,000円 ⑥「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和５年４月12日こ成環第５号こども家庭庁成育局長通知。（以下本項目において「局長通知」という。）別添１の10（８）に定める事業を実施する場合 （分室に設置する１支援の単位当たり年額）　799,000円 ※　構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合 ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合 のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせ		

		て、過年度にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※　放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第３項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから２年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。 ※　上記、①から⑤の区分において、年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所で、構成する児童の数が46人～49人の支援の単位の場合に、別途定める基準を満たす場合には、構成する児童の数を36～45人の支援の単位の基準額を維持することができる。		
		２　放課後子ども環境整備事業（１事業所当たり年額） （１）放課後児童クラブ設置促進事業 ア　「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和５年４月12日こ成環第５号こども家庭庁成育局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添２の３（１）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ　開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合（アを除く） 12,000,000円 ウ　開所準備経費を含む場合（アを除く）　12,600,000円 （２）放課後児童クラブ環境改善事業	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	

		ア　局長通知別添２の３（２）③及び④に定める事業を実施する場合 (ｱ)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 (ｲ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円 エ　局長通知別添２の３（２）⑤に定める事業を実施する場合 （分室に設置する１支援の単位当たり年額） 600,000円 （３）放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円 （４）倉庫設備整備事業 3,000,000円 ※　開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。		
		３　放課後児童クラブ支援事業（１支援の単位当たり年額） （１）障害児受入推進事業 2,352,000円 （２）放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 3,444,000円 イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,300,000円 （３）放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,225,000円 イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 613,000円 ※　（２）のイ及びウを除き事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たな	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	

		い場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。		
	放課後児童健全育成事業（一般分）	１　放課後児童支援員等処遇改善等事業（１支援の単位当たり年額） （１）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置　2,181,000円 （２）（１）の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置　3,768,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）	
		２　障害児受入強化推進事業（１支援の単位当たり年額） （１）障害児を３人以上受け入れる場合 ア 障害児を３人以上５人以下受け入れる場合　2,352,000円 イ 障害児を６人以上８人以下受け入れる場合 (ｱ)職員を１人配置　2,352,000円 (ｲ)職員を２人以上配置　4,704,000円 ウ 障害児を９人以上受け入れる場合 (ｱ)職員を１人配置　2,352,000円	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費	

		(ｲ)職員を２人配置　4,704,000円 (ｳ)職員を３人以上配置　7,056,000円 （２）医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置　4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施　1,353,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。		
		3　小規模放課後児童クラブ支援事業 １支援の単位当たり年額　735,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費	
		4　放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 １事業所当たり年額　1,486,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費	
		5　放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 １支援の単位当たり年額　1,646,000円	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	

		※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	の実施に必要な経費	
		6　放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助 １事業所当たり年額　300,000円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費	
		7　放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 １市町村当たり年額　4,633,000円 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ利用調整支援事業の実施に必要な経費	
	放課後児童健全育成事業（その他分）	1　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 １支援の単位当たり年額（１）～（４）の合計額 （１）放課後児童支援員を配置 対象職員１人当たり　131,000円 （２）概ね経験年数３年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員１人当たり　198,000円 （３）概ね経験年数５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給	

		対象職員１人当たり　　263,000円 （４）（３）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員１人当たり　　394,000円 ※　１支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。	料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）	

		２　放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※　「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、１ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の１ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。 ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。 なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費	
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	１　運営費 （１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ア　２歳未満児、慢性疾患児　　年間延べ日数　×　10,700円 イ　２歳以上児　　年間延べ日数　×　5,540円 ウ　親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数　×　1,500円 エ　居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数　×　2,000円 ※　養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（１）に加算する額 ア　２歳未満児、慢性疾患児　　年間延べ日数　×　4,200円 イ　２歳以上児　　年間延べ日数　×　2,100円 ウ　親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数　×　600円 （２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア　夜間養護事業	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	

		(ｱ) 基本分　年間延べ日数 ×　1,360円 (ｲ) 宿泊分　年間延べ日数 ×　1,360円 イ 休日預かり事業　年間延べ日数 ×　2,510円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 2,000円 ※　養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額 ア 夜間養護事業 (ｱ) 基本分　年間延べ日数 ×　400円 (ｲ) 宿泊分　年間延べ日数 ×　400円 イ 休日預かり事業　年間延べ日数 ×　1,000円 （３）実施施設における専従職員の配置に要する費用 １施設当たり年額　7,281,000円 ※　次の要件を満たす施設に適用する。 ①子育て短期支援事業の専従職員として、１名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。 ②子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受け入れを拒否しないこと。 ③都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。 ※　（３）の専従職員配置月数（１月に満たない端数を生じたときには、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※　１施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する１市町村に対してのみ補助するものとする。		

		２ 開設準備経費（改修費等）　１施設当たり年額　4,000,000円 ※　当該年度に支払われたものに限る。 ※　実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。		
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	１　支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 （１）ケース対応会議の開催 （２）養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数　×　8,000円 ２　１以外の市町村 乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数　×　6,000円	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	１　専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円 ２　分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	１　調整機関職員の専門性強化を図るための取組 （１）児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講 受講人数 × 80,000円 （２）更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円 ２　地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組 １市町村当たり　3,000,000円 ３　地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 １市町村当たり　660,000円 ４　地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 （１）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の３（４）①の取組のみを実施している場合 １市町村当たり　720,000円	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費	

		（２）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の３（４）①及び②の取組を実施している場合 １市町村当たり　2,520,000円 ５　地域住民への周知を図る取組　１市町村当たり　640,000円		
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	１　訪問支援費 （１）　訪問支援費 ア　基本分 年間延べ利用時間数　×　1,650円 年間延べ利用件数　×　1,000円 イ　加算分 以下（ア）～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。 （ア）　生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用時間数　×　1,650円 年間延べ利用件数　×　1,000円 （イ）　市町村民税非課税世帯 ①　１世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数　×　1,650円 年間延べ利用件数　×　1,000円 ②　１世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数　×　1,320円 年間延べ利用件数　×　800円 （ウ）　市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯 ①　１世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数　×　1,650円 年間延べ利用件数　×　1,000円 ②　１世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数　×　990円 年間延べ利用件数　×　600円 （２）　訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費 （８時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合） １市町村当たり年額　360,000円	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費	

		2　訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 １事業所当たり年額　564,000円		
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	1　運営費 （1）　基本分 ア　週３日型　１事業所当たり年額　10,452,000円 イ　週４日型　１事業所当たり年額　13,936,000円 ウ　週５日型　１事業所当たり年額　17,308,000円 （2）　加算分 ア　ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置　１事業所当たり年額　2,297,000円 イ　心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置　１事業所当たり年額　2,297,000円 ウ　送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施 （ア）　週３日型　１事業所当たり年額　936,000円 （イ）　週４日型　１事業所当たり年額　1,248,000円 （ウ）　週５日型　１事業所当たり年額　1,560,000円 エ　長時間開所加算（１事業所当たり年額） （ア）　平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合） 「１日６時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ①　週３日型　１事業所当たり年額　651,000円 ②　週４日型　１事業所当たり年額　868,000円 ③　週５日型　１事業所当たり年額　1,084,000円 （イ）　長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合） 「１日８時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ①　週３日型　１事業所当たり年額　156,000円 ②　週４日型　１事業所当たり年額　208,000円 ③　週５日型　１事業所当たり年額　258,000円 オ　賃借料補助加算　１事業所当たり年額　3,000,000円	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費	

		※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。 ※　１事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施に係る経費について、代表する１市町村に対してのみ補助するものとする。 ２　開設準備経費（改修費等）１事業所当たり年額　4,000,000円 ※　当該年度に支払われたものに限る。		
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	１　親子関係形成支援プログラムの実施 ア　基本分 １プログラムにおける回数（講座数）で算出 （ア）　全４回　年間実施プログラム数　×　93,120円 （イ）　全５回　年間実施プログラム数　×　116,400円 （ウ）　全６回　年間実施プログラム数　×　139,680円 （エ）　全７回　年間実施プログラム数　×　162,960円 （オ）　全８回　年間実施プログラム数　×　186,240円 （カ）　全９回　年間実施プログラム数　×　209,520円 （キ）　全10回以上　年間実施プログラム数　×　232,800円 ※　１プログラムにおける回数（講座数）が１回増加すると、補助額が23,280円増加。 ※　１プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、（キ）と同額とする。 イ　加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 （ア）　生活保護法による被保護者世帯 年間延べ利用回数　×　2,330円 （イ）　市町村民税非課税世帯 年間延べ利用回数　×　1,860円 （ウ）　市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	

		年間延べ利用回数　×　1,400円 ※　延べ利用回数とは、１プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする（例えば、全４回のプログラムを５人利用し、全５回のプログラムを２人利用する場合は、30回とする）。 なお、一部欠席した場合も回数に含めて差し支えないが、全て欠席した場合は、含めることはできない。 ２　親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために資格等の取得や研修等の受講が必要な者とする。なお、資格取得者等に対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること。 １市町村当たり年額　×　100,000円		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	１　運営費（１か所当たり年額） （１）一般型 ア　基本分 (ｱ)3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合　6,561,000円 ・職員を合計2名配置する場合　4,805,000円 (ｲ)5日型 ・常勤職員を配置する場合　9,636,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　5,908,000円 (ｳ)6日型 ・常勤職員を配置する場合　10,738,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　7,449,000円 (ｴ)7日型 ・常勤職員を配置する場合　11,850,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合　8,560,000円 ※　（ｲ）～（ｴ）について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」１（５）③センター型（経過措置（小規模型指定施設）の場合を除く）として実施し、引	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	

き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。

イ　加算分

(ｱ)子育て支援活動の展開を図る取組

3～4日型	1,809,000円
5日型	3,782,000円
6・7日型	3,343,000円

(ｲ)地域支援	1,714,000円
(ｳ)特別支援対応加算	1,184,000円
(ｴ)研修代替職員配置加算　１人当たり年額	26,000円
(ｵ)育児参加促進講習休日実施加算	464,000円
(ｶ)賃借料加算	2,800,000円

（２）出張ひろば	1,723,000円
（３）小規模型指定施設	
ア　基本分	3,412,000円
イ　加算分	1,706,000円

（４）連携型

ア　基本分

3～4日型	2,216,000円
5～7日型	3,449,000円

イ　加算分

(ｱ)地域の子育て力を高める取組	512,000円
(ｲ)特別支援対応加算	1,184,000円
(ｳ)研修代替職員配置加算　１人当たり年額	26,000円
(ｴ)育児参加促進講習休日実施加算	464,000円

※　事業実施月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じること。

２　開設準備経費（１か所当たり年額）

<table>
<tr><td></td><td></td><td>（１）改修費等　　１か所当たり　4,000,000円
（２）礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円
※　(1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>一時預かり事業</td><td>一時預かり事業（一般分）</td><td>１　運営費
（１）一般型
ア　一般型対象児童（イ～エを除く）（１か所当たり年額）
(ｱ)　基本分
※管内全事業所の合計年間延べ利用児童数（一般型対象児童（イ～エを除く）に限る。）（以下、「全事業所合計年間延べ利用児童数」という。）が管内乳幼児（０歳～５歳）人口を超過する場合には、市町村あたりの(ｱ)基本分基準額を次の算出式によって算定された額とする。
（算出式）
全事業所の下欄基準額合計×管内乳幼児人口÷全事業所合計年間延べ利用児童数＋全事業所の下欄基準額合計×（全事業所合計年間延べ利用児童数－管内乳幼児人口）÷全事業所合計年間延べ利用児童数×0.75

①　保育従事者がすべて保育士又は１日当たり平均利用児童数概ね３人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

<table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>基準額</th></tr><tr><td>50人未満</td><td>1,539,000円</td></tr><tr><td>50人以上100人未満</td><td>2,063,000円</td></tr><tr><td>100人以上200人未満</td><td>2,555,000円</td></tr><tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,079,000円</td></tr><tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,492,000円</td></tr><tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,740,000円</td></tr><tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>5,402,000円</td></tr><tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>7,064,000円</td></tr><tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>8,726,000円</td></tr><tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>10,388,000円</td></tr><tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>12,050,000円</td></tr><tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>13,712,000円</td></tr></table></td><td>一時預かり事業の実施に必要な費用</td><td></td></tr>
</table>

5,100人以上5,700人未満	15,374,000円
5,700人以上6,300人未満	17,036,000円
6,300人以上6,900人未満	18,698,000円
6,900人以上7,500人未満	20,360,000円
7,500人以上8,100人未満	22,022,000円
8,100人以上8,700人未満	23,684,000円
8,700人以上9,300人未満	25,346,000円
9,300人以上9,900人未満	27,008,000円
9,900人以上10,500人未満	28,670,000円
10,500人以上11,100人未満	30,332,000円
11,100人以上11,700人未満	31,994,000円
11,700人以上12,300人未満	33,656,000円
12,300人以上12,900人未満	35,318,000円
12,900人以上13,500人未満	36,980,000円
13,500人以上14,100人未満	38,642,000円
14,100人以上14,700人未満	40,304,000円
14,700人以上15,300人未満	41,966,000円
15,300人以上15,900人未満	43,628,000円
15,900人以上16,500人未満	45,290,000円
16,500人以上17,100人未満	46,952,000円
17,100人以上17,700人未満	48,614,000円
17,700人以上18,300人未満	50,276,000円
18,300人以上18,900人未満	51,938,000円
18,900人以上19,500人未満	53,600,000円
19,500人以上20,100人未満	55,262,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,539,000円
50人以上100人未満	2,063,000円
100人以上200人未満	2,555,000円
200人以上300人未満	3,079,000円
300人以上900人未満	3,366,000円
900人以上1,500人未満	3,605,000円
1,500人以上2,100人未満	5,207,000円
2,100人以上2,700人未満	6,809,000円
2,700人以上3,300人未満	8,411,000円

3,300人以上3,900人未満	10,013,000円
3,900人以上4,500人未満	11,615,000円
4,500人以上5,100人未満	13,217,000円
5,100人以上5,700人未満	14,819,000円
5,700人以上6,300人未満	16,421,000円
6,300人以上6,900人未満	18,023,000円
6,900人以上7,500人未満	19,625,000円
7,500人以上8,100人未満	21,227,000円
8,100人以上8,700人未満	22,829,000円
8,700人以上9,300人未満	24,431,000円
9,300人以上9,900人未満	26,033,000円
9,900人以上10,500人未満	27,635,000円
10,500人以上11,100人未満	29,237,000円
11,100人以上11,700人未満	30,839,000円
11,700人以上12,300人未満	32,441,000円
12,300人以上12,900人未満	34,043,000円
12,900人以上13,500人未満	35,645,000円
13,500人以上14,100人未満	37,247,000円
14,100人以上14,700人未満	38,849,000円
14,700人以上15,300人未満	40,451,000円
15,300人以上15,900人未満	42,053,000円
15,900人以上16,500人未満	43,655,000円
16,500人以上17,100人未満	45,257,000円
17,100人以上17,700人未満	46,859,000円
17,700人以上18,300人未満	48,461,000円
18,300人以上18,900人未満	50,063,000円
18,900人以上19,500人未満	51,665,000円
19,500人以上20,100人未満	53,267,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

(ｲ)　基幹型施設加算　1,400,000円

イ　特別利用保育等対象児童（児童１人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第１項第２号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第１項第２号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ｱ)　平日分　440円

		(ｲ)　長期休業日（８時間未満）　440円 (ｳ)　長期休業日（８時間以上）　880円 (ｴ)　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 880円 (ｵ)　長時間加算 （(ｱ)(ｲ)については４時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が８時間）、(ｳ)(ｴ)については８時間を超えた利用） ・超えた利用時間が２時間未満　100円 ・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　200円 ・超えた利用時間が３時間以上　300円 ウ　緊急一時預かり対象児童（児童１人当たり日額） 4,400円 エ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算 （児童１人当たり日額）　4,200円 オ　利用者負担軽減（児童１人当たり日額） ・生活保護法による被保護者世帯　3,000円 ・市町村民税非課税世帯　2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯　1,500円 ※　オは緊急一時預かりを除く。 （２）幼稚園型Ⅰ ア　在籍園児分（ウを除く）（児童１人当たり日額） (ｱ)　基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) Ⅰ　年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ①　平日　480円 ②　長期休業日（８時間未満）　480円 ③　長期休業日（８時間以上）　960円 Ⅱ　年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ①　平日 （1,760,000円 ÷ 年間延べ利用児童数）－　440円		

		（10円未満切り捨て） ② 長期休業日（８時間未満） 440円 ③ 長期休業日（８時間以上） 880円 (ｲ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 880円 (ｳ) 長時間加算 Ⅰ (ｱ)Ⅰ①及び(ｱ)Ⅱ①については４時間（又は教育時間との合計が８時間）、(ｱ)Ⅰ③、(ｱ)Ⅱ③及び(ｲ)については８時間を超えた利用の場合 ・超えた利用時間が２時間未満 150円 ・超えた利用時間が２時間以上３時間未満 300円 ・超えた利用時間が３時間以上 450円 Ⅱ (ｱ)Ⅰ②及び(ｱ)Ⅱ②については４時間を超えた利用の場合 ・超えた利用時間が２時間未満 100円 ・超えた利用時間が２時間以上３時間未満 200円 ・超えた利用時間が３時間以上 300円 (ｴ) 保育体制充実加算 Ⅰ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 １か所当たり年額 2,892,400円 Ⅱ 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 １か所当たり年額 1,446,200円 ①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。 ②平日及び長期休業中の双方において、原則９時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。 ③年間延べ利用児童数が2000人超の施設であること。 ④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第２号ロ（附則第56条第１項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこ		

と。

⑤教育・保育従事者の概ね２分の１以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。また、当該教育・保育従事者の数は２名を下ることがないこと。

(ｵ)就労支援型施設加算（事務経費）

１か所当たり年額　　1,383,200円

※１　※２③の配置月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が６月に満たない場合には、１か所当たり年額を691,600円とする

※２　次の要件を満たす施設に適用する。

①平日及び長期休業中の双方において、８時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること

②次のいずれかの要件を満たしていること

a　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること

b　３以上の市町村から園児を受け入れていること

c　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること

③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

イ　在籍園児以外の児童分（ウ及び（３）を除く）（児童１人当たり日額）

(ｱ)　基本分　　880円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　　150円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　　300円

・超えた利用時間が３時間以上　　450円

ウ 特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額）

①　平日分　　4,000円

②　長期休業日　　8,000円

③　休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）

8,000円

※　以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に

適用する。

(ｱ)　教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(ｲ)　特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童

※　幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（１施設当たり年額）は、11,245,300円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ｱ)Ⅰ③、ア(ｱ)Ⅱ③、ア(ｳ)、ア(ｴ)、ア(ｵ)、イ(ｲ)及びウに係る基準額）を適用したことにより、11,245,300円を超えた場合は、この限りでない）。

（３）幼稚園型Ⅱ（児童１人当たり日額）

ア　２歳児

Ⅰ　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

(ｱ)　基本分　2,910円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　330円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　660円

・超えた利用時間が３時間以上　990円

Ⅱ　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

(ｱ)　基本分　2,560円

(ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用）

・超えた利用時間が２時間未満　280円

・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　560円

・超えた利用時間が３時間以上　840円

		イ　１歳児 (ｱ)　基本分　2,560円 (ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用） ・超えた利用時間が２時間未満　280円 ・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　560円 ・超えた利用時間が３時間以上　840円 ウ　０歳児 (ｱ)　基本分　5,120円 (ｲ)　長時間加算（８時間を超えた利用） ・超えた利用時間が２時間未満　560円 ・超えた利用時間が２時間以上３時間未満　1,120円 ・超えた利用時間が３時間以上　1,680円 （４）余裕活用型（児童１人当たり日額） ア　基本分　2,800円 イ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算 （児童１人当たり日額）　4,200円 ウ　利用者負担軽減（児童１人当たり日額） ・生活保護法による被保護者世帯　3,000円 ・市町村民税非課税世帯　2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯　1,500円 （５）居宅訪問型（児童１人当たり日額） ア　イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間４時間以上　12,000円 利用時間４時間未満　6,000円 イ　緊急一時預かり対象児童 利用時間４時間以上　16,000円 利用時間４時間未満　8,000円 ウ　特別支援児童（障害児・多胎児）加算 （児童１人当たり日額）　4,200円 エ　利用者負担軽減（児童１人当たり日額） ・生活保護法による被保護者世帯　3,000円 ・市町村民税非課税世帯　2,400円 ・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯		

		2,100円 ・その他要支援児童のいる世帯　1,500円 ※　エは緊急一時預かりを除く。 （６）災害特例型 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて、本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、算定される金額（児童１人当たり月額） ・子ども・子育て支援法第27条第３項により算定される金額 ・子ども・子育て支援法第29条第３項により算定される金額 ・子ども・子育て支援法第28条第２項第２号若しくは第３号により算定される金額 ・子ども・子育て支援法第30条第２項第２号、第３号若しくは第４号により算定される金額 ※月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 ２　開設準備経費（１か所当たり年額） （１）改修費等　4,000,000円 （２）礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円 ※　(1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※　(1)は災害特例型を除く。 ※　(2)は一般型に限る。		
	一時預かり事業（その他分）	１　運営費の事務経費加算（一般型に限る）　3,044,000円	一時預かり事業の実施に必要な費用	
病児保育事業	病児保育事業（特定分、一般分・事業	１　病児対応型 （１）基本分　１か所当たり年額　9,459,000円 うち改善分　2,538,000円 ※　ただし、以下のいずれの要件も満たさない場合には改善分を減算すること。 ・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供	病児保育事業の実施に必要な経費	

費）

や巡回支援等を実施する。

・市町村間の広域連携（市町村をまたいだ利用者の受入れ）を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できるＩＣＴを導入している。

（２）加算分

ア　年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 （１か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,180,000円
100人以上150人未満	1,770,000円
150人以上200人未満	2,360,000円
200人以上300人未満	3,540,000円
300人以上400人未満	4,720,000円
400人以上500人未満	5,900,000円
500人以上600人未満	7,080,000円
600人以上700人未満	8,260,000円
700人以上800人未満	9,440,000円
800人以上900人未満	10,620,000円
900人以上1,000人未満	11,800,000円
1,000人以上1,100人未満	12,980,000円
1,100人以上1,200人未満	14,160,000円
1,200人以上1,300人未満	15,340,000円
1,300人以上1,400人未満	16,520,000円
1,400人以上1,500人未満	17,700,000円
1,500人以上1,600人未満	18,880,000円
1,600人以上1,700人未満	20,060,000円
1,700人以上1,800人未満	21,240,000円
1,800人以上1,900人未満	22,420,000円
1,900人以上2,000人未満	23,600,000円
2,000人以上2,200人未満	24,640,000円
2,200人以上2,400人未満	26,880,000円
2,400人以上2,600人未満	29,120,000円
2,600人以上2,800人未満	31,360,000円
2,800人以上3,000人未満	33,600,000円
3,000人以上3,200人未満	33,920,000円
3,200人以上3,400人未満	36,040,000円
3,400人以上3,600人未満	38,160,000円

3,600人以上3,800人未満	40,280,000円
3,800人以上4,000人未満	42,400,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費

１か所当たり年額　5,400,000円

ウ　送迎経費　１か所当たり年額　3,634,000円

エ　研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）

職員１人当たり年額　18,000円

オ　当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（１か所当たり年額）
（１）25 回以上 50 回未満	247,900 円
（２）50 回以上 100 回未満	502,500 円
（３）100 回以上 150 回未満	670,000 円
（４）150 回以上	1,005,000 円

カ　感染症対応加算　１か所当たり年額　1,542,000円

（３）普及定着促進費（開設準備経費）

ア　改修費等　１か所当たり　4,000,000円

イ　礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円

※　ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

２　病後児対応型

（１）基本分　１か所当たり年額　6,894,000円

うち改善分　2,225,000円

※　ただし、以下のいずれの要件も満たさない場合には改善分を減算すること。

・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。

・市町村間の広域連携（市町村をまたいだ利用者の受入れ）を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できるＩＣＴを導入している。

（２）加算分

ア　年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額（１か所当たり年額）
50人以上100人未満	1,300,000円

100人以上150人未満	1,663,800円
150人以上200人未満	2,218,400円
200人以上300人未満	3,327,600円
300人以上400人未満	4,436,800円
400人以上500人未満	5,546,000円
500人以上600人未満	6,655,200円
600人以上700人未満	7,764,400円
700人以上800人未満	8,873,600円
800人以上900人未満	9,982,800円
900人以上1,000人未満	11,092,000円
1,000人以上1,100人未満	12,201,200円
1,100人以上1,200人未満	13,310,400円
1,200人以上1,300人未満	14,419,600円
1,300人以上1,400人未満	15,528,800円
1,400人以上1,500人未満	16,638,000円
1,500人以上1,600人未満	17,747,200円
1,600人以上1,700人未満	18,856,400円
1,700人以上1,800人未満	19,965,600円
1,800人以上1,900人未満	21,074,800円
1,900人以上2,000人未満	22,184,000円
2,000人以上2,200人未満	23,161,600円
2,200人以上2,400人未満	25,267,200円
2,400人以上2,600人未満	27,372,800円
2,600人以上2,800人未満	29,478,400円
2,800人以上3,000人未満	31,584,000円
3,000人以上3,200人未満	31,884,800円
3,200人以上3,400人未満	33,877,600円
3,400人以上3,600人未満	35,870,400円
3,600人以上3,800人未満	37,863,200円
3,800人以上4,000人未満	39,856,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ　送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額　5,400,000円

ウ　送迎経費　1か所当たり年額　3,634,000円

エ　研修参加費用（研修代替職員の配置に要する費用を含む）

職員1人当たり年額　18,000円

オ　当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（１か所当たり年額）
（１）25 回以上 50 回未満	247,900 円
（２）50 回以上 100 回未満	502,500 円
（３）100 回以上 150 回未満	670,000 円
（４）150 回以上	1,005,000 円

カ　感染症対応加算　１か所当たり年額　1,542,000円

（３）普及定着促進費（開設準備経費）

ア　改修費等　１か所当たり　4,000,000円

イ　礼金及び賃借料（開設前月分）１か所当たり　600,000円

※　ア及びイとも当該年度に支払われたものに限る。

３　体調不良児対応型

（１）基本分　１か所当たり年額　5,254,000円

（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,627,000円）

※　平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合

（２）加算分

ア　送迎対応を行う看護師等雇上費

１か所当たり年額　5,400,000円

イ　送迎経費　１か所当たり年額　3,634,000円

ウ　研修参加費用　職員１人当たり年額　10,000円

（３）改善分　１か所当たり年額　4,496,000円

（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、2,248,000円）

※　平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合

４　非施設型（訪問型）（１か所当たり年額）　7,280,000円

（ただし、事業期間が６か月未満の施設にあっては、3,640,000円）

病児保育（特

１　低所得者減免分加算（病児対応型）

（１）生活保護法による被保護者世帯

病児保育事業

<table>
<tr>
<td></td>
<td>定分・低所得者減免加算）</td>
<td>5,000円 × 年間延利用人員
（２）市区町村民税非課税世帯
2,500円 × 年間延利用人員

※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。

２ 低所得者減免分加算（病後児対応型）
（１）生活保護法による被保護者世帯
5,000円 × 年間延利用人員
（２）市区町村民税非課税世帯
2,500円 × 年間延利用人員

※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</td>
<td>の実施に必要な経費</td>
<td rowspan="2"></td>
</tr>
<tr>
<td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・ト・センター事業）</td>
<td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・ト・センター事業）</td>
<td>１ 運営費（１市町村当たり年額）
（１）基本事業
ア 基本分
<table>
<tr><th>会員数</th><th>基準額</th></tr>
<tr><td>20人～ 49人</td><td>1,000,000円</td></tr>
<tr><td>50人～ 99人</td><td>1,800,000円</td></tr>
<tr><td>100人～ 299人</td><td>2,000,000円</td></tr>
<tr><td>300人～ 599人</td><td>2,800,000円</td></tr>
<tr><td>600人～ 999人</td><td>4,000,000円</td></tr>
<tr><td>1,000人～1,499人</td><td>8,100,000円</td></tr>
<tr><td>1,500人～1,999人</td><td>12,100,000円</td></tr>
<tr><td>2,000人～2,999人</td><td>16,200,000円</td></tr>
<tr><td>3,000人～3,999人</td><td>20,200,000円</td></tr>
<tr><td>4,000人～4,999人</td><td>22,200,000円</td></tr>
<tr><td>5,000人～5,999人</td><td>24,300,000円</td></tr>
<tr><td>6,000人～6,999人</td><td>26,300,000円</td></tr>
<tr><td>7,000人～7,999人</td><td>28,300,000円</td></tr>
<tr><td>8,000人～8,999人</td><td>30,300,000円</td></tr>
</table></td>
<td>子育て援助活動支援事業（ファミリー・ト・センター事業）の実施に必要な経費</td>
</tr>
</table>

9,000人以上	32,400,000円

イ　加算分

（ア）支部の設置か所数に応じた加算

・10か所以上　10,100,000円

・10か所未満　支部数×1,000,000円

（イ）24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算　360,000円

（ウ）土日実施加算　1,800,000円

※　土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。

①会員登録を行うための事業説明会

②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ

（２）病児・緊急対応強化事業

ア　基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件～699件	14,500,000円
700件～799件	16,500,000円
800件～899件	18,600,000円
900件～999件	20,600,000円
1,000件以上	22,600,000円

イ　加算分

(ｱ)近隣市町村会員受入　1,000,000円

(ｲ)初年度体制整備（事業開始年度に限る）　4,000,000円

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
（３）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算　500,000円

（４）預かり手増加のための取組加算
（ｱ）出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合の加算　1,200,000円
（ｲ）預かりを行う会員数の増加等に応じた加算
<table>
<tr><th>預かりを行う会員数（前年度値）</th><th>増加数・割合</th><th>加算額</th></tr>
<tr><td>19人以下</td><td>2人以上</td><td>500,000円</td></tr>
<tr><td>20人　～　99人</td><td>1割以上</td><td>1,000,000円</td></tr>
<tr><td>100人　～　199人</td><td>1割以上</td><td>1,300,000円</td></tr>
<tr><td>200人以上</td><td>20人以上</td><td>1,500,000円</td></tr>
</table>
※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。
また、当該年度から新たに事業を開始した市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。

（５）提供会員の定着促進加算　500,000円

（６）地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算　1,500,000円

（７）性被害防止対策加算　580,000円

２ 開設準備経費（１市町村当たり年額）
（１）改修費等　4,000,000円
（２）礼金及び賃借料（開設前月分）　600,000円

※　(1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。
</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>産後ケア事業</td>
<td>産後ケア事業</td>
<td>
(1)デイサービス・アウトリーチ型
１か所あたり1,849,300円(※)×実施月数
※　ただし、各事業者における上記の１か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。
ア　各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を1,849,300円で除して得た数値（小数点第２位を切り上げ）を算出する(ただし、当該数値が１を超える場合は１とす
</td>
<td>産後ケア事業の実施に必要な経費</td>
<td>国
1/2

（都道府県
1/4）</td>
</tr>
</table>

		る。)。 イ　1,849,300円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (2)ショートステイ型 １か所あたり2,781,800円(※)×実施月数 ※　ただし、各事業者における上記の１か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア　各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を2,781,800円で除して得た数値（小数点第２位を切り上げ）を算出する(ただし、当該数値が１を超える場合は１とする。)。 イ　2,781,800円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。 (3)24時間365日受入体制整備加算 １か所あたり年額 3,080,600円 (4)住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算 １回（泊）あたり5,000円 (5)（4）以外の世帯に対する利用料減免加算 １回（泊）あたり2,500円 （産婦１人当たり乳児１人の出産につき５回（泊）を上限とする。） ※（5）について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。 (6) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 １人あたり日額 7,000円 (7)兄姉や生後４か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算 １か所あたり182,900円×実施月数 ※　１つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、１か所分として申請すること。		市町村 1/4

		(8)夜間に職員配置を２名以上にしているショートステイ型の施設に応じた加算 １か所あたり256,700円×実施月数 ※　午後６時から翌朝の午前８時までに助産師、保健師又は看護師を２名以上配置している場合に加算の対象とすること。		
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。）	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。）（特例措置分（１））	１　地域子ども・子育て支援事業におけるＩＣＴ化推進事業 （１）業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入 （２）研修のオンライン化 （１）、（２）の合計　500,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。 （３）通訳や翻訳のための機器の導入　150,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり ※　外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。	ＩＣＴ化推進事業の実施に必要な経費	国 1/3 （都道府県 1/3） （市町村 1/3）
子ども・子育て支援法に基づく地域子	子ども・子育て支援法に基づく地域子	１　地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和７年度補正予算分） （１）放課後児童健全育成事業　50,000円 （２）放課後児童健全育成事業以外　25,000円 ※　放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり、乳児家庭	事業継続支援事業（令和７年度補正予	

ども・子育て支援事業	ども・子育て支援事業（特例措置分（２））	全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は１市町村当たり、その他事業は１か所当たり。 ※　安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費に限る。	算分）の実施に必要な経費	

別紙様式1

（元号）　年度子ども･子育て支援交付金調書

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

（注）

1．「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。

2．「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

3．「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式２（（元号）　年度子ども・子育て支援交付金交付申請書）

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

○　○　地方厚生（支）局長　殿

○　○　市　町　村　長

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１	国庫交付金交付申請額	特　定　分	金	円
		一　般　分	金	円
		その他分	金	円
		特例措置分	金	円
		合　　計	金	円

２　（元号）　年度子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表１）

３　（元号）　年度子ども・子育て支援交付金内訳書（別表２）

（添付資料）

（１）　当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）

（２）　市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

別紙様式３

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

○　○　地方厚生（支）局長　殿

○　○　都　道　府　県　知　事

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

（添付資料）

１（元号）　年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表

２（元号）　年度子ども・子育て支援交付金交付申請書
●●市外　●市町村分

（元号）　　年度子ども・子育て支援交付金　所要額市町村別内訳表

都道府県名

No.	市町村名	国庫補助所要額				
		特　定　分	一　般　分	その他分	特例措置分	合計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
合計（　　市町村分）						

別紙様式4の1

＜　番　　号　＞

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

○ ○ 市 町 村

（元号） 年　月　日＜発番＞で申請のあった(元号） 年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

（元号） 年　　月　　日

○ ○ 都 道 府 県 知 事

1　この交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、（元号） 年度子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する事業であり、その内容は（元号） 年　月　日＜発番＞申請書記載のとおりである。

2　事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。
　ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	その他分	金	円
	特例措置分	金	円
	合　　計	金	円
交 付 決 定 額	特 定 分	金	円
	一 般 分	金	円
	その他分	金	円
	特例措置分	金	円
	合　　計	金	円

3　この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。

4　この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。

5　事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。

6　この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号） 年　月　日とする。

別紙様式４の２

＜　番　　号　＞

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書

○ ○ 市 町 村

（元号） 年　月　日＜発番＞で交付決定の通知をした（元号）　年度子ども・子育て支援交付金については、（元号） 年　月　日＜発番＞申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（元号）　年　月　日

○ ○ 都 道 府 県 知 事

１　この交付金の交付の対象となる事業、その他は「（元号）　年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。

２　この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分	一 般 分	その他分	特例措置分
今回交付決定額	金　円	金　円	金　円	金　円
前回交付決定額	金　円	金　円	金　円	金　円
差引額	金　円	金　円	金　円	金　円

	合計
今 回 交 付 決 定 額	金　円
前 回 交 付 決 定 額	金　円
差　引　額	金　円

３　この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号） 年　月　日とする。

別紙様式５（（元号）　年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書）

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

○　○　地方厚生（支）局長　殿

○　○　市　町　村　長

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

１　（元号）　年度子ども・子育て支援交付金精算書（別表１）

２　（元号）　年度子ども・子育て支援交付金精算額調書（別表２）

（添付資料）

（１）　当該年度の歳入歳出決算書（見込書）抄本

（２）　市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

別紙様式６

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

○　○　地方厚生（支）局長　殿

○　○　都　道　府　県　知　事

（元号）　年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

（元号）　年　月　日＜発番＞により交付された（元号）　年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

（添付資料）

１（元号）　年度子ども・子育て支援交付金　交付金精算額市町村別内訳表

２（元号）　年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書
●●市外　●市町村分

（元号）　　年度子ども・子育て支援交付金　交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	市町村名	交付金（国庫）所要額					交付金（国庫）交付決定額					交付金（国庫）受入済額					返納額
		特　定　分	一　般　分	その他分	特例措置分	合計	特　定　分	一　般　分	その他分	特例措置分	合計	特　定　分	一　般　分	その他分	特例措置分	合計	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合計（　　市町村分）																	

※「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式7

＜　番　　号　＞

（元号）　年度子ども･子育て支援交付金　交付額確定通知書

○ ○ 市 町 村

（元号） 年　月　日＜発番＞をもって交付決定した（元号）　年度子ども･子育て支援交付金については、（元号） 年　月　日＜発番＞事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定されたので通知する。
【なお、超過交付となった金　　円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、（元号） 年　月　日までに返還することを命ずる。】

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
その他分	金	円
特例措置分	金	円
合　　計	金	円

（元号） 年　　月　　日

○ ○ 都 道 府 県 知 事

（施行注意）
【　】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

別紙様式８

＜　番　　号　＞
（元号）　年　　月　　日

○　○　地方厚生（支）局長　殿

○　○　市　町　村　長

（元号）　年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

（元号）　年　月　日＜発番＞により交付決定のあった（元号）　年度子ども・子育て支援交付金について子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額（要国庫補助金等返還相当額）

金　　円

（注）　別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

別表1

（元号） 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

市町村名

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅰ．特定分								
延長保育事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
病児保育事業								
事業費合計								1/3
低所得者減免分加算合計								1/3
特定分　計								
Ⅱ．一般分								
利用者支援事業								
基本型、特定型、こども家庭センター型								2/3(注)
妊婦等包括相談支援事業型								1/2
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1/3
日用品・文房具費等（教育・保育給付認定保護者）								1/2
副食材料費（施設等利用給付認定保護者）								1/2
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3
新規参入施設等への巡回支援								1/2
認定こども園特別支援教育・保育経費								1/2
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援								1/2
放課後児童健全育成事業								1/3
子育て短期支援事業								1/3
短期入所生活援助事業								1/2
夜間養護等事業								1/2
乳児家庭全戸訪問事業								1/3
養育支援訪問事業								1/3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3
子育て世帯訪問支援事業								1/3
児童育成支援拠点事業								1/3
親子関係形成支援事業								1/2
地域子育て支援拠点事業								1/3
一時預かり事業								1/3
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								1/2
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								1/2
災害特例型								1/2
病児保育事業								1/3
子育て援助活動支援事業								1/3
産後ケア事業								1/2
一般分　計								
Ⅲ．その他分								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
一時預かり事業								1/3
その他分　計								
合　　計								

※財政力指数確認表

		都道府県	
		1未満	1以上
市区町村	1未満	ア	イ
	1以上	ウ	エ

（記入上の注意）

1. ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
2. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. ⑧欄には、⑦欄の額に1／3（利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型）の場合は2／3（注）、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）、産後ケア事業の場合は1／2）を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

注　財政力指数1.0以上、かつ、原則の補助率(2/3)で算出した本区分の国庫補助額が1億円を超える地方自治体については、補助率を以下の⑴～⑶のとおりとする。（財政力指数が都道府県及び市区町村ともに1.0未満の場合は財政力指数確認表のアに○を入力）

⑴ 財政力指数が都道府県は1.0以上、市区町村は1.0未満の場合（財政力指数確認表のイに○を入力）　7／12

⑵ 財政力指数が都道府県は1.0未満、市区町村は1.0以上の場合（財政力指数確認表のウに○を入力）　7／12

⑶ 財政力指数が都道府県及び市区町村ともに1.0以上の場合（財政力指数確認表のエに○を入力）　1／2

ただし、⑴～⑶の場合において、それぞれの補助率（1/2又は7/12）で算出された本区分の国庫補助額が1億円を下回る場合は、上限1億円を国庫補助額とすることができる。

別表1（別葉）

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（1）								
利用者支援事業								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子育て世帯訪問支援事業								
児童育成支援拠点事業								
親子関係形成支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
子育て援助活動支援事業								
産後ケア事業								
特例措置分（1）　計								1/3

（記入上の注意）

1.　特例措置分（1）表には、特例措置分のうち、1．地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業について記入すること。
2.　⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3.　⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4.　⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
5.　⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入予定額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（2）								
利用者支援事業								
延長保育事業								
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る）								
放課後児童健全育成事業								
子育て短期支援事業								
乳児家庭全戸訪問事業								
養育支援訪問事業								
子育て世帯訪問支援事業								
児童育成支援拠点事業								
親子関係形成支援事業								
地域子育て支援拠点事業								
一時預かり事業								
病児保育事業								
子育て援助活動支援事業								
産後ケア事業								
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和7年度事業に限る）								
特例措置分（2）　計								1/3
特例措置分　小計								
総　合　計								

（記入上の注意）

1.　特例措置分（2）表には、特例措置分のうち、1．地域子ども・子育て支援事業等における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）について記入すること。
2.　⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3.　⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4.　⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
5.　⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
6.　「特例措置分　小計」欄には、別表1（別葉）の「特例措置分（1）　計」欄及び「特例措置分（2）　計」欄の額を合計した額を記入すること。
7.　「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1（別葉）の「特例措置分　小計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

1．利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
基本型、特定型、こども家庭センター型			
1．基本型			
2．特定型			
3．こども家庭センター型			
のうち、ア～オ＋開設準備経費（⑯欄）			
のうち、カ			
小計（1～3）	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型			
1．妊婦等包括相談支援事業型			

（記入上の注意）

1．②、③欄には、「（1）基本型」「（2）特定型」「（3）こども家庭センター型」「（4）妊婦等包括相談支援事業型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）基本型

№。	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	類型 ④	事業実施月数 ⑤	事業実施日数（週あたり） ⑥	事業実施時間（1日あたり） ⑦	職員の配置			夜間・休日加算		出張相談支援 ⑬	機能強化のための取組 ⑭	多言語対応		特別支援対応 ⑰	多機能型加算 ⑱	こども家庭センター連携等加算 ⑲	開設準備経費 ⑳	対象経費の支出予定額 ㉑	国庫補助基準額 ㉒
								専任職員 ⑧	補助職員 ⑨	計 ⑩	夜間 ⑪	休日 ⑫			通訳の配置 ⑮	翻訳システムの設置 ⑯						
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
計																						

（記入上の注意）

1．②欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）、未定から該当するものを選択すること。
　※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2．③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
3．④欄は、基本Ⅰ型、基本Ⅱ型、基本Ⅲ型から該当するものを選択すること。
4．⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
5．⑥欄は、④が基本Ⅰ型の場合は週5日以上、基本Ⅱ型の場合は週5日未満の日数を記入すること。
6．⑪、⑫欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
7．⑬欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
8．⑭欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
9．⑮、⑯欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
10 ⑰欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
11 ⑱欄は、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う場合には「有」を記入すること。
12 ⑲欄は、こども家庭センターとの連携等を実施する場合には「有」を記入すること。
13 ⑳欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（2）特定型

実施条件	「保育提供体制の確保のための実施計画（地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策）」の採択を受けていること	0～5歳児人口 （H25～R7年の各年10月1日時点のうち、最も多いもの） ①	

№.	名称 ②	実施場所 ③	運営主体 ④	事業実施月数 ⑤	事業実施日数（過あたり） ⑥	事業実施時間（1日あたり） ⑦	職員の配置 専任職員 ⑧	補助職員 ⑨	計 ⑩	夜間・休日加算 夜間 ⑪	休日 ⑫	出張相談支援 ⑬	機能強化のための取組 ⑭	多言語対応 通訳の配置 ⑮	翻訳システムの設置 ⑯	特別支援対応 ⑰	開設準備経費 ⑱	対象経費の支出予定額 ⑲	国庫補助基準額 ⑳
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

（記入上の注意）
1．①欄は、1万人単位（1万人未満切上げ）により記入すること。（例：15,000人の場合、「20,000」と記入すること。）
2．③欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（ ）、未定から該当するものを選択すること。
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
3．④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
4．⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
5．⑪⑫欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
6．⑬欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
7．⑭欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
8．⑮⑯欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
9．⑰欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
10 ⑱欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（3）こども家庭センター型

№.	名称 ①	ア 統括支援員の配置 要件 ②	資格 ③	研修受講（予定）年月日 ④	イ 母子保健機能 実施場所 ⑤	運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	事業実施日数（過あたり） ⑧	事業実施時間（1日あたり） ⑨	職員の配置 保健師等専門職員（専任） ⑩	保健師等専門職員（兼任） ⑪	困難事例等対応職員（専任） ⑫	困難事例等対応職員（兼任） ⑬	補助職員 ⑭	計 ⑮	1市町村当たり単価の適用の有無 ⑯	多言語対応 通訳の配置 ⑰	翻訳システムの設置 ⑱	特別支援対応 ⑲	経過措置の適用 ⑳	ウ 児童福祉機能 基本分（直営で行う場合） 基礎単価 類型 ㉑	最低配置人員を満たすための上乗せ配置人数 ㉒	最低配置人員を満たした上での上乗せ配置人数 ㉓	基本分（委託で行う場合） 基礎単価 類型 ㉔	最低配置人員を満たすための上乗せ配置人数【常勤】 ㉕	最低配置人員を満たすための上乗せ配置人数【非常勤】 ㉖	最低配置人員を満たした上での上乗せ配置人数【常勤】 ㉗	最低配置人員を満たした上での上乗せ配置人数【非常勤】 ㉘	夜間・土日開所加算 ㉙	1週間当たりの開所時間（h） ㉚	開設準備経費 ㉛	弁護士・医師等配置加算 ㉜	㉜のうち、弁護士配置人数 ㉝	㉜のうち、医師配置人数 ㉞	㉜のうち、その他配置人数 ㉟	地域活動推進加算 研修・広報啓発費用 ㊱	見守り活動等推進費用 ㊲	通訳業務費用 ㊳	経過措置の適用 ㊴	エ サポートプラン作成に係る支援員の追加配置 人口規模 ㊵	サポートプラン作成件数 ㊶	オ 地域家庭相談コーディネーターの配置 直営 配置人数 ㊷	委託 配置人数 ㊸	直営 配置人数 ㊹	委託 配置人数 ㊺	開設準備経費 ㊻	対象経費の支出予定額 ㊼	国庫補助基準額 ㊽
1																																																
2																																																
3																																																
計																																																

（記入上の注意）
1．母子保健機能や児童福祉機能の施設を複数有しこども家庭センター1箇所とする場合で、かつ各施設ごとに補助金を申請する場合は、行を分けて記載すること。（例：母子保健機能の施設が2箇所、児童福祉機能の施設が1箇所の場合は、母子保健機能の施設2箇所分目は2行目に記載。（その他の項目（統括支援員の配置等）は入力しない。））
2．②欄は、以下のア～ウいずれかから選択すること。
ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
イ 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
ウ その他、市区町村において上記と同等と認めた者
3．③欄は、統括支援員がこども家庭センターガイドラインで定める有資格者の場合は、保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー、その他各資格の中からいずれかを選択すること。
4．④欄は、一体的支援に係る基礎研修の受講年月日を記入すること。※未定の場合は、見込みで構わない。
5．⑤欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（ ）、未定から該当するものを選択すること。※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
6．⑥欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
7．⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
8．⑧欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。
9．⑰、⑱欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
10 ⑲欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
11 ⑳、㉙欄は、こども家庭センターを整備せず、母子保健機能、児童福祉機能を両方若しくはいずれか有する場合は、「○」を記入すること。（令和8年度までの経過措置）
12 ㉑、㉔欄は、利用者支援事業実施要綱別添4を参照し、小規模A型、小規模B型、小規模C型、中規模型、大規模型から選択すること。
13 ㉙欄は、夜間・土日開所加算を適用する場合には「○」を記入すること。なお、その際は㉚欄に1週間当たりの開所時間を記入すること。
14 ㉛欄は、児童福祉機能のみ開設する場合に「○」を記入すること。なおその場合、㉛欄の開設準備経費とは併用は出来ないので注意すること。
15 ㉜欄は、弁護士・医師等配置加算を適用する場合に「○」を記入すること。なおその場合、必要に応じ㉝から㉟欄に配置人数を記入すること。
16 ㊱から㊳欄は、地域活動推進加算を適用する場合に、実施する取組に「○」を記入すること。
17 ㊵欄は、10万人未満、10万人以上かつ30万人未満、30万人以上のいずれかから選択すること。
18 ㊶欄は、サポートプランの作成件数を記入すること。なお、作成件数にはサポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。※サポートプランの作成件数が未定の場合は、見込みで構わない。
19 ㊷、㊸、㊹及び㊺欄は、会計年度職員及び臨時的任用職員の配置人数を記載すること。
20 ㊻欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

カ 制度施行円滑経費

活用の有無 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③

（記入上の注意）
1．①欄は、制度施行円滑導入経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（4）妊婦等包括相談支援事業型

№.	名称 ①	要件記号 ②	委託有無 ③	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）
1．①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
2．②欄は、交付要綱に記載の要件（1）、（2）、（3）のいずれかから選択すること。
3．③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に「有」、委託しない場合に「無」と記載すること。

別表2

市町村名

2. 延長保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1. 一般型（保育短時間認定）			
2. 一般型（保育標準時間認定）			
3. 訪問型（保育短時間認定）			
4. 訪問型（保育標準時間認定）			
合計	0	0	0

（記入上の注意）
1. ②③欄には、「（1）一般型（保育短時間認定）」「（2）一般型（保育標準時間認定）」「（3）訪問型（保育短時間認定）」「（4）訪問型（保育標準時間認定）」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④		うち平均対象障害児数が1人以上の時間数 ⑤	平均対象児童数 ⑥	短時間認定在籍児童数 ⑦	対象経費の支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨
1				前	合算	前	前			
				後		後	後			
2				前	合算	前	前			
				後		後	後			
3				前	合算	前	前			
				後		後	後			
4				前	合算	前	前			
				後		後	後			
計							前			
							後			

（記入上の注意）
1. ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内（20人以上）」「事業所内（19人以下）」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、実施要綱4（1）④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4. ⑤欄は、④欄の時間数のうち平均対象障害児数が1人以上いる延長時間数を記入すること。
5. ⑥欄は、実施要綱4（1）④に基づく平均対象児童数を記入すること。
6. ⑦欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。（小数点以下第1位を四捨五入）

（2）一般型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	自園調理等 ④	延長時間 ⑤	※22時以降実施の場合の内訳 ～22時まで ⑥	22時以降 ⑦	うち平均対象児童数が21人以上の時間数 ⑧	うち平均対象障害児数が1人以上の時間数 ⑨	夜間保育所 ⑩	平均対象児童数 ～22時まで ⑪	22時以降 ⑫	配置基準改善加算 ⑬	対象経費の支出予定額 ⑭	国庫補助基準額 ⑮
1					前	前		前	前		前		前		
					後	後	後	後	後		後	後	後		
2					前	前		前	前		前		前		
					後	後	後	後	後		後	後	後		
3					前	前		前	前		前		前		
					後	後	後	後	後		後	後	後		
4					前	前		前	前		前		前		
					後	後	後	後	後		後	後	後		
計											前		前		
											後	後	後		

（記入上の注意）
1. ②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内（20人以上）」「事業所内（19人以下A）」「事業所内（19人以下B）」「家庭的保育（4人以上）」「家庭的保育（3人以下）」のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
4. ⑤～⑦欄は、実施要綱4（1）④に基づく延長時間を記入すること。
5. ⑥⑦欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内（20人以上）」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑥欄には22時までの延長時間を、⑦欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
6. ⑧欄は、⑤欄の時間数のうち平均対象児童数が21人以上いる延長時間数を記入すること。
7. ⑨欄は、⑤欄の時間数のうち平均対象障害児数が1人以上いる延長時間数を記入すること。
8. 「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第289号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設において22時以降に延長を実施する場合は、⑩欄に〇を記入すること。
9. ⑪⑫欄は、実施要綱4（1）④に基づく平均対象児童数を記入することとし、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内（20人以上）」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑪欄には⑥欄における22時までの平均対象児童数を、⑫欄には⑦欄における22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、⑤欄における平均対象児童数を⑪欄にのみ記入すること。
10. ⑬欄は、適用となる配置基準改善加算額を記入すること。

（3）訪問型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④		年間延べ利用日数 ⑤	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1				前	合算	前		
				後		後		
2				前	合算	前		
				後		後		
3				前	合算	前		
				後		後		
4				前	合算	前		
				後		後		
5				前	合算	前		
				後		後		
計						前		
						後		

（記入上の注意）

1．②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（2）④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4．1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

（4）訪問型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④	年間延べ利用日数 ⑤	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1				前	前		
				後	後		
2				前	前		
				後	後		
3				前	前		
				後	後		
4				前	前		
				後	後		
5				前	前		
				後	後		
計					前		
					後		

（記入上の注意）

1．②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（2）④に基づく延長時間を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給見込								対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	給食費（副食材料費）				教材費・行事費等（給食費以外）					
	か所数	支給児童数（延月数）			か所数	支給児童数（延月数）				
		月数	人数	計		月数	人数	計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
2号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
3号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
施設等利用給付認定										
		小計								
合計										

（記入上の注意）

1. ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
2. ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること（＝年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること。）。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数（延月数）」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4．多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1．新規参入施設等への巡回支援			
2．認定こども園特別支援教育・保育経費			
3．地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
合計			

（記入上の注意）

1．②③欄には、1～3の項目における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2．3の①の欄には「（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。（例）35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

（1）新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施月数 ③	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

1．②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

（2）認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数（年間延数） ③	対象経費の支出予定額 ④	国庫補助基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

1．②欄は、以下から該当するものを記入すること。
　ア．幼保連携型（学校法人立以外）、イ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立（学校法人化を予定する園を含む）：接続型）、
　ウ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立（学校法人化を予定する園を含む）：並列型）、 エ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：単独型）、
　オ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：接続型）、カ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：並列型）、
　キ．保育所型、ク．地方裁量型

2．③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。（例：4月3人、5月4人、6月5人・・・　の場合、3人＋4人＋5人＋・・・の合計値）
　また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名 ①	対象幼児数（単位：人・月） ②	事業単価額 ③	集団活動運営者名（法人類型含む） ④	集団活動実施場所の市町村名 ⑤	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

（記入上の注意）

1．本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。

2．②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例：５人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

Ⅰ. 特定分　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

区分	対象経費の支出予定額①	国庫補助基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅱ. 一般分

区分	対象経費の支出予定額①	国庫補助基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅲ. その他分

区分	対象経費の支出予定額①	国庫補助基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

Ⅰ．特定分

（1）放課後児童健全育成事業
（ア）開所日数250日以上

市町村名

事業所名（クラブ名）①	職員配置の区分②	事業実施月数③	開所状況 年間開所日数（a）④	開所日数加算対象日数 (a)−250 ⑤	長期休暇支援加算対象日数⑥	平日分 開所時間⑦	平日分 長時間開所加算対象時間数⑧	長期休暇等分 開所時間⑨	長期休暇等分 長時間開所加算対象時間数⑩	夏季休業期間中における分室の設置 支援の単位数⑪	児童の数⑫	登録児童数の弾力化⑬	事業所名⑭	児童の数が10人未満 山間地、漁業集落、へき地及び離島⑮	実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合⑯	その他こども家庭庁長官が認める場合⑰	分割⑱	新規開所年月日⑲	途中閉所年月日⑳	対象経費の支出予定額㉑	国庫補助基準額㉒
		か月	日	日	日		時間		時間		人									円	円
1						～		～													
2						～		～													
3						～		～													
4						～		～													
5						～		～													
6						～		～													
7						～		～													
8						～		～													
9						～		～													
10						～		～													
合計（　　か所）																	か所				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合
 イ. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
 ウ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
 エ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
 オ. 設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合
 なお、年度途中で区分の変更があった場合は行を分け、それぞれの区分ごとに記入すること。
3. ⑦及び⑨欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均時間数を記入すること。（1分未満切り捨て）
4. ⑧及び⑩欄は、例のように記載し、小数第3位を切り捨てること。（例：1時間10分⇒1.16）
5. 夏季休業期間中に分室において実施する場合、⑪欄にその分室で実施する支援の単位数を記入すること。
6. ⑫欄は、各月初日の児童の数（予定）（1人未満切り上げ）の年間平均を記載すること。
7. ⑬欄は、「放課後児童健全育成事業の運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化について（令和8年度）」（令和8年4月8日こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡）に掲げる要件に該当する場合には〇を記入の上、⑭欄に事業所名（支援の単位名不可）を記入すること。
8. ⑮、⑯及び⑰欄は該当するものに「〇」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに〇を記入すること。
9. ⑱欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「〇」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
10. ⑲及び⑳欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表２

（１）放課後児童健全育成事業

（イ）開所日数200日～249日

市町村名

	事業所名（クラブ名）①	職員配置の区分②	事業実施月数③	開所状況							児童の数⑩	利用者に対するニーズ調査		児童の数が10人未満			分割⑯	新規開所年月日⑰	途中閉所年月日⑱	対象経費の支出予定額⑲	国庫補助基準額⑳
				年間開所日数④	長期休暇支援加算対象日数⑤	平日分		長期休暇等分		夏季休業期間中における分室の設置		調査条件⑪	調査結果児童数⑫	山間地、漁業集落、へき地及び離島⑬	実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合⑭	その他こども家庭庁長官が認める場合⑮					
						開所時間⑥	長時間開所加算対象時間数⑦	開所時間⑧		支援の単位数⑨											
1			か月	日	日	～	時間	～			人		人							円	円
2						～		～													
3						～		～													
4						～		～													
5						～		～													
6						～		～													
7						～		～													
8						～		～													
9						～		～													
10						～		～													
合計（　か所）																	か所				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合
 イ. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
 ウ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみ配置した場合
 エ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
 オ. 設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合
 なお、年度途中で区分の変更があった場合は行を分け、それぞれの区分ごとに記入すること。
3. ⑥及び⑧欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均時間数を記入すること。（1分未満切り捨て）
4. ⑦欄は、例のように記載し、小数第3位を切り捨てること。（例：1時間10分⇒1.16）
5. 夏季休業期間中に分室において実施する場合、⑨欄にその分室で実施する支援の単位数を記入すること。
6. ⑩欄は、各月初日の児童の数（予定）（1人未満切り上げ）の年間平均を記入すること。
7. ⑪欄は、次の条件を満たしている場合に「〇」を記入すること。
 1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間（土曜日、日曜日、祝日、夏休み等）ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
8. ⑫欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
9. 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
10. ⑬、⑭及び⑮欄は該当するものに「〇」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに〇を記入すること。
11. ⑯欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「〇」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
12. ⑰欄及び⑱欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表2

（2）放課後子ども環境整備事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（ア）放課後児童クラブ設置促進事業

事業所名（クラブ名）①		事業実施場所②	新規開設の有無③	事業内容 改修④	備品購入等⑤	開所準備経費⑥	校内交流型の実施⑦	防災対策の実施⑧	防犯対策の実施⑨	市町村計画等への記載の有無⑩	対象経費の支出予定額⑪	国庫補助基準額⑫
				該当するものに「○」を記入すること								
1											円	円
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

（記入上の注意）

1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する（実施している）場所（例：小学校の余裕教室、児童館、保育所等）を記入すること。
2. ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
3. ⑦欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施（予定を含む。）する場合に「○」を記入すること。
4. ⑩欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合に「○」を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名（クラブ名）①		事業実施場所②	新規開設の有無③	事業内容 開所準備経費④	校内交流型の実施⑤	幼稚園、認定こども園等における実施の有無（新規クラブ）⑥	防災対策の実施⑦	防犯対策の実施⑧	夏季休業期間中における分室の設置⑨	分室を設置している場合の支援の単位数⑩	市町村計画等への記載の有無⑪	対象経費の支出予定額⑫	国庫補助基準額⑬
				該当するものに「○」を記入すること									
1												円	円
2													
3													
4													
5													
合計	か所												

（記入上の注意）

1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する（実施している）場所（固有名詞ではなく種別（小学校の余裕教室、児童館、保育所等））を記入すること。
2. ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
3. ⑤欄には、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施（予定を含む。）する場合に「○」を記入すること。
4. ⑨欄には、夏季休業期間中に分室を設置して、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に「○」を記入すること。
   ⑨欄に「○」をした場合、⑩欄には分室で実施する支援の単位数を記入すること。
5. ⑪欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合に「○」を記入すること。

別表2

（2）放課後子ども環境整備事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（ウ）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

事業所名（クラブ名）		対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

（エ）倉庫設備整備事業

事業所名（クラブ名）		対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業

市町村名

（ア）障害児受入推進事業

	事業所名（クラブ名）①	事業実施月数②	対象経費の支出予定額③	国庫補助基準額④
1		ヶ月	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

	事業所名（クラブ名）①	事業実施場所②	事業実施月数③	市町村計画等への記載の有無④	対象経費の支出予定額⑤	国庫補助基準額⑥
1			ヶ月		円	円
2						
3						
4						
5						
合計（　か所）						

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

3．③欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

4．④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等への放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合には「有」を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

	事業所名（クラブ名）①	事業実施場所②	事業実施月数③	市町村計画等への記載の有無④	対象経費の支出予定額⑤	国庫補助基準額⑥
1			ヶ月		円	円
2						
3						
4						
5						
	合計（　か所）					

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校の敷地、公有地内）を記入すること。

3．③欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

4．④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等への放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合には「有」を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

	事業所名（クラブ名）①	事業実施場所 移転前②	事業実施場所 移転後③	対象経費の支出予定額④	国庫補助基準額⑤
1				円	円
2					
3					
4					
5					
合計（　か所）					

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業　　市町村名

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

	事業所名（クラブ名）①	実施主体②	対象経費の支出予定額③	国庫補助基準額④
1				
2				
3				
4				
5				
合計（　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

（ウ）放課後児童クラブ送迎支援事業

	事業所名（クラブ名）①	100人以上の待機児童発生の有無②	事業実施月数③	対象経費の支出予定額④	国庫補助基準額⑤
1			ヶ月	円	円
2					
3					
4					
5					
合計（　か所）					

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「〇」を記入すること。

3．③欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

Ⅱ．一般分

市町村名

（4）放課後児童支援員等処遇改善等事業

（ア）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）

1．②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

	事業者の名称（クラブ名） ⑤	設置・運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	開所状況 年間開所日数 ⑧	開所時間 平日分 ⑨	開所時間 長期休暇等分 ⑩	賃金改善する従事者数 ⑪	賃金改善する給与項目 基本給 ⑫	手当 ⑬	手当の内容 ⑭	賞与 ⑮	その他 ⑯	その他の内容 ⑰	従事項目 学校との情報共有 ⑱	保護者への連絡・情報共有 ⑲	防災・防犯対策 ⑳	要望・苦情への対応 ㉑	児童虐待早期発見への取組 ㉒	対象経費の支出予定額 ㉓	国庫補助基準額 ㉔
			ヶ月				人	該当欄に○を付すこと。⑭⑰欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること						
1					～	～														
2					～	～														
3					～	～														
4					～	～														
5					～	～														
6					～	～														
7					～	～														
8					～	～														
9					～	～														
10					～	～														
合　計																				

（記入上の注意）

1．⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブA」「○○クラブB」等と区分して記入すること。

2．⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3．㉓欄は1円未満の端数は切り捨てること。

（イ）（ア）の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）

1．②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

	事業者の名称（クラブ名） ⑤	設置・運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	開所状況 年間開所日数 ⑧	開所時間 平日分 ⑨	開所時間 長期休暇等分 ⑩	賃金改善する従事者数 ⑪	賃金改善する給与項目 基本給 ⑫	手当 ⑬	手当の内容 ⑭	賞与 ⑮	その他 ⑯	その他の内容 ⑰	従事項目 地域組織との情報交換や相互交流 ⑱	児童館やその他公共施設等の積極的活用 ⑲	地域住民との連携、協力 ⑳	地域の保健医療機関等と連携 ㉑	虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議 ㉒	放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加 ㉓		対象経費の支出予定額 ㉔	国庫補助基準額 ㉕
			ヶ月				人	該当欄に○を付すこと。⑭⑰欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること					実施	主な取組内容		
1					～	～																
2					～	～																
3					～	～																
4					～	～																
5					～	～																
6					～	～																
7					～	～																
8					～	～																
9					～	～																
10					～	～																
合　計																						

（記入上の注意）

1．⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「○○クラブA」「○○クラブB」等と区分して記入すること。

2．⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

3．㉓欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「○」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。

4．㉕欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表２

（５）障害児受入強化推進事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ア　障害児を３人以上受け入れる場合

	事業所名（クラブ名）①	障害児数②	配置職員数③	事業実施月数④	対象経費の支出予定額⑤	国庫補助基準額⑥
1		人	人	ヶ月	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計（　　か所）						

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄の障害児数には、「イ　医療的ケア児を受け入れる場合」により看護職員等を配置する場合は、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

イ　医療的ケア児を受け入れる場合

	事業所名（クラブ名） ①	医療的ケア児数 ②	看護職員等の配置の有無 ③	事業実施月数（看護職員等の配置月数） ④	看護職員等による送迎支援の実施の有無 ⑤	事業実施月数（看護職員等による送迎支援の実施月数） ⑥	対象経費の支出予定額 ⑦	国庫補助基準額 ⑧
1		人		ヶ月		ヶ月	円	円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計（　　か所）								

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ④欄及び⑥欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表２

（６）小規模放課後児童クラブ支援事業　　市町村名

	事業所名（クラブ名）①	児童の数②	放課後児童支援員等数③	事業実施月数④	対象経費の支出予定額⑤	国庫補助基準額⑥
1		人	人		円	円
2						
3						
4						
5						
	合計（　か所）					

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。
2．③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。
3．④欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（７）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

市町村名

	事業所名（クラブ名）①	事業実施月数②	対象経費の支出予定額③	国庫補助基準額④
1		ヶ月	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、クラブごとに作成すること。
2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（８）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業　　市町村名

	事業所名（クラブ名）①	事業実施月数（運営事務等を行う職員の配置等の月数）②	対象経費の支出予定額③	国庫補助基準額④
1		ヶ月	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（９）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名

	事業所名（クラブ名）①	第三者評価受審予定日②	対象経費の支出予定額③	国庫補助基準額④
1			円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、クラブごとに作成すること。
2. ②欄は、第三者評価受審日（予定）を記載すること（日時が決まっていない場合は月のみの記載でも可能）。

別表２

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業　　市町村名

事業所数（クラブ数）①	事業実施月数②	対象経費の支出予定額③	国庫補助基準額④
	ヶ月	円	円

（記入上の注意）

1．①欄は、当該事業で対象とする事業所（クラブ）の総数を記入すること。

2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(11)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所 0	か所
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）
1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

	事業所名（クラブ名） ⑤	設置・運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	賃金改善する従事者数 放課後児童支援員 経験年数3年未満 ⑧	経験年数3年以上5年未満 ⑨	経験年数5年以上10年未満 ⑩	経験年数10年以上 ⑪	その他 ⑫	賃金改善する給与項目 基本給 ⑬	手当 ⑭	手当の内容 ⑮	賞与 ⑯	その他 ⑰	その他の内容 ⑱	対象経費の支出予定額 ⑲	国庫補助基準額 ⑳
			ヶ月	人	人	人	人	人	該当欄に該当する人数を記入すること。⑭⑰欄については、内容を具体的に記入すること。							
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
合　計																

（記入上の注意）
1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3. ⑲欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表２

Ⅲ. その他分

市町村名

（12）放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所 0	か所
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）
１．②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（４月１日時点）を記入すること。

	事業所名（クラブ名） ⑤	設置・運営主体 ⑥	賃金改善対象者数			事業実施月数 ⑩	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施の有無 ⑪	対象経費の支出予定額 ⑫	国庫補助基準額 ⑬
			常勤職員 ⑦	非常勤職員 ⑧	計 ⑨（⑦+⑧）				
1			人	人	人	ヶ月		円	円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計	か所								

（記入上の注意）
２．⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
３．⑧欄には、常勤換算後の非常勤職員の賃金改善対象者数を記入すること。
４．⑩欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施する実施月数を記入すること。
５．⑪欄には、保育士等処遇改善臨時特例交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業（令和４年２月～９月実施分）を実施し、交付を受けている場合「〇」を記入すること。

別表2

市町村名

6. 子育て短期支援事業

類型	施設実施（実施か所数）①	里親等の数 ②	対象経費の支出予定額 ③	国庫補助基準額 ④
1. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業		0	0	0
2. 夜間養護等（トワイライトステイ）事業		0	0	0
合計		0	0	0

（記入上の注意）

1.「（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業」「（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業」における対応する欄の金額等を記入すること。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

		実施施設の名称 ①	施設種別 ②	（②欄で「その他」を選択した場合のみ）具体的な施設種別 ③	里親等の数 ④	1日あたりの利用枠又は平均利用可能児童数 ⑤	年間開所日数 ⑥	利用児童数（延べ日数） 2歳未満児・慢性疾患児 ⑦	2歳以上児 ⑧	親子入所する場合及び緊急一時保護の親 ⑨	利用児童数（延べ日数）※養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 2歳未満児・慢性疾患児 ⑩	2歳以上児 ⑪	親子入所する場合及び緊急一時保護の親 ⑫	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 付き添いの有無 ⑬	日数 ⑭	実施施設における専従職員の配置 実施の有無 ⑮	配置月数 ⑯	開設準備経費 ⑰	対象経費の支出予定額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲
施設	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
里親等	里親																			
	保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																			
	その他の保護を適切に行うことができる者																			
合　計								0	0	0	0	0	0						0	0

（記入上の注意）

1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
2. ③欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること（公共施設、障害児入所施設、医療機関等）。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。（例：月～金のみ開所施設であれば260日（週5日×52週）、特段の定めがなく、随時受け付けている場合は365日）
6. ⑩～⑫におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第103号）の「5. 留意事項」の（3）に規定するものであること。当該加算については、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
7. ⑬欄は、付き添いを実施する場合は「有」を選択すること。なお、児童希望入所の児童の受け入れ先までの送迎分も対象とする。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること（1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。）。
9. ⑮欄は、実施施設における専従職員の配置の単価を適用する場合に「有」と記入すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額1（3）①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
10. ⑯欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
11. ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
12. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

	実施施設の名称	施設種別			1日あたりの利用枠又は平均利用可能児童数	年間開所日数	利用児童数（延べ日数）			利用児童数（延べ日数） ※養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分			居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施		実施施設における専従職員の配置		開設準備経費	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
			（②欄で「その他」を選択した場合のみ）具体的な施設種別	里親等の数			夜間養護事業		休日預かり事業	夜間養護事業		休日預かり事業	付き添いの有無	日数	実施の有無	配置月数			
	①	②	③	④	⑤	⑥	基本分 ⑦	宿泊分 ⑧	⑨	基本分 ⑩	宿泊分 ⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
施設 1																			
施設 2																			
施設 3																			
施設 4																			
施設 5																			
里親等	里親																		
里親等	保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																		
里親等	その他の保護を適切に行うことができる者																		
合　計							0	0	0	0	0	0						0	0

（記入上の注意）

1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
2. ③欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること（公共施設、障害児入所施設、医療機関等）。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。（例：月～金のみ開所施設であれば260日（週5日×52週）、特段の定めがなく、随時受け付けている場合は365日）
6. ⑩～⑫におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第103号）の「5. 留意事項」の（3）に規定するものであること。当該加算については、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
7. ⑬欄は、付き添いを実施する場合は「有」を選択すること。なお、児童希望入所の児童の受け入れ先までの送迎分も対象とする。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施する日数を計上すること（1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。）。
9. ⑮欄は、実施施設における専従職員の配置の単価を適用する場合に「有」と記入すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額1（3）①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
10 ⑯欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
11 ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
12. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7．乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

取組内容		家庭訪問数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
ケース対応会議 ①	養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業 ②	③	④	⑤

（記入上の注意）
1．①欄は、実施要綱の4の（4）に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
2．②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「○」を記入すること。
3．③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8．養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
専門的相談支援 ①	助産師等による訪問支援 ②	③	④

（記入上の注意）
1．①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
2．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

9．子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への周知を図る取組	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会） ①	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 ②	③	④	実施要綱3（4）①の取組 ⑤	実施要綱3（4）②の取組 ⑥	⑦	⑧	⑨

（記入上の注意）
1．①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
2．③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

10. 子育て世帯訪問支援事業

	年間利用実世帯数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1.訪問支援費及び事務費・管理費			
2.研修費			
合計			

（記入上の注意）
1.　①欄は、年間の実世帯数見込を記入すること。（延べ利用件数ではないことに留意すること）
2.　②、③欄は「（1）訪問支援費及び事務費・管理費」「（2）研修費」における対応する欄の金額を記入すること。

（1）訪問支援費及び事務費・管理費

	事業所名 ①	運営主体 ②	事業実施月数 ③	年間利用見込												民間団体への委託実施 ⑯	対象経費の支出予定額 ⑰	国庫補助基準額 ⑱
						利用者負担減免を行う場合の加算分												
						(ア)生活保護世帯		(イ)市町村民税非課税世帯				(ウ)市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯						
								1世帯あたり利用時間				1世帯あたり利用時間						
								96時間まで		96時間超		48時間まで		48時間超				
				延べ利用時間数 ④	延べ利用件数 ⑤	延べ利用時間数 ⑥	延べ利用件数 ⑦	延べ利用時間 ⑧	延べ利用件数 ⑨	延べ利用時間 ⑩	延べ利用件数 ⑪	延べ利用時間 ⑫	延べ利用件数 ⑬	延べ利用時間 ⑭	延べ利用件数 ⑮			
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
合計	（　か所）																	

（記入上の注意）
1.　②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
2.　③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3.　④欄は、利用者の利用時間見込の合計（年間延べ利用時間）を記入すること。
4.　⑤欄は、利用者の利用回数見込の合計（年間延べ利用件数）を記入すること。
5.　⑥、⑧、⑩、⑫、⑭欄は、別紙の第2欄子育て世帯訪問支援事業、3基準額1（1）イ加算分の区分に応じて年間延べ利用時間見込を記入すること。
6.　⑦、⑨、⑪、⑬、⑮欄は、別紙の第2欄子育て世帯訪問支援事業、3基準額1（1）イ加算分の区分に応じて年間延べ利用件数見込を記入すること。
7.　⑯欄は、民間団体へ事業を委託している場合に「○」を記入すること。（直営は含めないこと）
8.　児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

（2）研修費

訪問支援員の要件を満たすための研修を8時間以上実施 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③

（記入上の注意）
1.　①欄は、訪問支援員の要件を満たすための研修を1人当たり8時間以上実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が8時間以上であっても「救急救命講習及び事故防止」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。

別表２

市町村名

１１．児童育成支援拠点事業

	事業所名（名称）①	実施場所②	運営主体③	事業実施月数④	週当たりの平均開所日数⑤	定員⑥	年間実利用児童数⑦	年間延べ利用児童数⑧	ソーシャルワーク専門職員の配置⑨	心理療法担当職員の配置⑩	送迎の実施⑪	平日分		長期休暇等分		賃借料⑯	開設準備経費⑰	対象経費の支出予定額⑱	国庫補助基準額⑲
												開所時間⑫	長時間開所加算対象時間数⑬	開所時間⑭	長時間開所加算対象時間数⑮				
1												～		～					
2												～		～					
3												～		～					
4												～		～					
5												～		～					
6												～		～					
7												～		～					
8												～		～					
9												～		～					
10												～		～					
合計	（　か所）											～		～					

（記入上の注意）

1．②欄は、「専用施設」、「児童館（児童センター等含む）」、「児童養護施設」、「児童家庭支援センター」、「その他（）」から該当するものを選択すること。
2．③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
3．④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4．⑤欄は、「週３日」、「週４日」、「週５日以上」から該当するものを選択すること。なお、同一施設において、開設日数の実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》　4月～6月 → 週４日　、 7月～3月 → 週5日以上
・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。
5．⑥欄は、運営規程に定めている利用定員を記入すること。
6．⑨欄は、ソーシャルワーク専門職員を配置している場合は「有」を記入すること。
7．⑩欄は、心理療法担当職員を配置している場合は「有」を記入すること。
8．⑪欄は、居宅から事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施する場合は「有」を記入すること。
9．⑫及び⑭欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。（1分未満切り捨て）
10．⑬及び⑮欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。（例：3時間10分⇒3.16）
11．⑯欄は、事業実施場所が賃貸物件の場合は「有」を記入すること。
12．⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。
13．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

12. 親子関係形成支援事業

	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ②
1.親子関係形成支援プログラムの実施		
2.親子関係形成支援プログラム資格習得支援		
合計		

（記入上の注意）
1. 「1　親子関係形成支援プログラムの実施」「2　親子関係形成支援プログラム資格習得支援」における対応する欄の金額を記入すること。

（1） 親子関係形成支援プログラムの実施

	事業所名 （名称） ①	運営主体 ②	1プログラムにおける回数 ③	年間実施プログラム数 ④	参加実人数 ⑤	利用者負担軽減を実施する場合の加算分 延べ利用回数 （ア）生活保護世帯 ⑥	（イ）市町村民税非課税世帯 ⑦	（ウ）市町村民税所得割77,101円未満世帯 ⑧	対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
	合計									

（記入上の注意）
1. ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
2. ③欄は、1プログラムにおける回数（講座数）を全4回、全5回、全6回、全7回、全8回、全9回、全10回以上から該当するものを選択すること。
なお、同一運営主体で、種類の違うプログラムを実施する場合は、プログラム毎に行を分けて記入すること。
3. ④欄は、年間実施プログラム数（③欄に記入したプログラムの年間実施見込）を記入すること。
4. ⑤欄は、年間の参加実人数見込を記入すること。
5. ⑥、⑦、⑧欄は、別紙の第2欄親子関係形成支援事業、3基準額1のイ加算分の区分に応じて年間延べ利用回数見込を記入すること。
なお、延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じた数とする。（例：全4回のプログラムを（ア）の世帯が5世帯利用した場合の⑥の欄は「20回」）
6. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

（2） 親子関係形成支援プログラム資格習得支援

プログラム実施のための資格取得等支援の実施 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③

（記入上の注意）
1. ①欄は、プログラム実施のための資格等の取得や研修等の受講など、プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う場合に「○」を記入すること。
なお、資格取得者等に対して、本事業のプログラム実施への積極的な従事を要件とすること。

別表2

市町村名

13. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1. 一般型			
2. 出張ひろば（一般型）			
3. 経過措置・小規模型指定施設（一般型）			
4. 連携型			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「（1）一般型」「（2）出張ひろば（一般型）」「（3）経過措置・小規模型指定施設（一般型）」「（4）連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置			平均利用親子組数（1日当たり） ⑩	従来のセンター型実施の有無 ⑪	地域の子育て支援活動の展開を図るための取組					地域支援				利用者支援事業の実施 ⑭	特別支援対応 ⑮	研修代替職員配置加算 ⑯	育児参加促進講習休日実施（概ね月2回以上）加算 ⑰	賃借料加算 ⑱	開設準備経費		対象経費の支出予定額 ㉑	国庫補助基準額 ㉒
							常勤職員 ⑦	非常勤職員 ⑧	合計 ⑨			(ｱ)	(ｲ)	(ｳ)	(ｴ)	(ｵ) ⑫	(ｱ)	(ｲ)	(ｳ)	(ｴ) ⑬						改修費・備品購入費 ⑲	礼金及び賃借料 ⑳		
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
計																													

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）、未定から該当するものを記入すること。
   ※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑪欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
8. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の④の（ｱ）～（ｵ）のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。
9. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑥の（ｱ）～（ｴ）のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。（⑭利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。）
10. ⑭欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合（基本Ⅲ型を除く）は「有」を記入すること。
11. ⑮欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
12. ⑯欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。（1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント）
13. ⑰欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日（概ね月2回以上）に育児参加促進に関する講習会を実施する場合は「有」を記入すること。
14. ⑱欄は、事業実施場所が賃貸物件であり、週5日以上、かつ1日6時間以上開設している場合に「有」を記入すること。
15. ⑲⑳欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
16. 同一施設において、開設日数や専任職員の配置の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
    《例》　4月～6月（4日実施）→ 3～4日型　、 7月～3月（5日実施）→ 5日型
    ・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
    ・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

（2）出張ひろば（一般型）

No.	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施月数 ③	開設日数（週当たり） ④	開設時間（1日当たり） ⑤	平均利用親子組数（1日当たり） ⑥	開設準備経費		対象経費の支出予定額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
							改修費・備品購入費 ⑦	礼金及び賃借料 ⑧		
1										
2										
3										
4										
計										

（記入上の注意）

1．①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
2．②欄は、出張元の拠点が出張ひろば事業を複数の場所において週1～2日実施する場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
3．③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4．⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5．⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
6．⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

（3）経過措置・小規模型指定施設（一般型）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用親子組数（1日当たり） ⑧	事業内容 ⑨	保健相談（週3回程度実施）の有無 ⑩	開設年月日（H19.3.31以前でなければ対象外） ⑪	対象経費の支出予定額 ⑫	国庫補助基準額 ⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

（記入上の注意）

1．②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを記入すること。
　※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2．③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
3．④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4．⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5．⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6．⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑨の(ｲ)の（d）のaを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7．⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑨の(ｲ)の(d)のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
8．⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑨の(ｳ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
9．⑪欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

（4）連携型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用親子組数（1日当たり） ⑧	地域の子育て力を高める取組の実施 ⑨	利用者支援事業の実施 ⑩	特別支援対応 ⑪	研修代替職員配置加算 ⑫	育児参加促進講習休日実施（概ね月2回以上）加算 ⑬	開設準備経費		対象経費の支出予定額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
														改修費・備品購入費 ⑭	礼金及び賃借料 ⑮		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、その他児童福祉施設、その他（　）、未定から該当するものを記入すること。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数（見込み）の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑨欄は、地域の子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。（⑩利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。）
8. ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合（基本Ⅲ型を除く）は「有」を記入すること。
9. ⑪欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。
10. ⑫欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。（1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント）
11. ⑬欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日（概ね月2回以上）に育児参加促進に関する講習会を実施する場合は「有」を記入すること。
12. ⑭⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. 同一施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。

    《例》　4月～6月（4日実施）→ 3～4日型　、　7月～3月（5日実施）→ 5～7日型

    ・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。

    ・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

14．一時預かり事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1．一般型(一般分)			
2．一般型（その他分）			
3．幼稚園型Ⅰ			
4．幼稚園型Ⅱ			
5．余裕活用型			
6．居宅訪問型			
7．災害特例型			
小計（1＋5＋6）	0	0	0
小計（3＋4）	0	0	0
合計（1～7）	0	0	0

管内0～5歳人口 ④	年間延べ利用児童数 ⑤
	0

（記入上の注意）

1．②③欄には、「（1）一般型(一般分)」「（1）一般型（その他分）」「（2）幼稚園型Ⅰ」「（3）幼稚園型Ⅱ」「（4）余裕活用型」「（5）居宅訪問型」「（6）災害特例型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

2．③欄のうち、一般型（一般分）について、⑤が④を超過する市町村は、市町村あたりの基本分に係る国庫補助基準額を次の算出式（※）によって算定した後、基本分を除くその他の加算及び経費に係る国庫補助基準額を合計した額を記入すること。

※全事業所の基本分に係る基準額合計×④÷⑤＋全事業所の基本分に係る基準額合計×（⑤－④）÷⑤×0.75

3．④欄には、管内の0～5歳人口（総務省「令和2年国勢調査」の値）を記入すること。

4．⑤欄には、管内全事業所の合計年間延べ利用児童数（一般型対象児童（イ～エを除く））を記入すること。

（1）一般型（一般分）

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施月数	利用見込児童数（年間延べ人数）																				
						ア 一般型対象児童（イ～エを除く）	イ 特別利用保育等対象児童																ウ 緊急一時預かり対象児童	エ 特別支援児童対象児童		
							平日				長期休業日（8時間未満）				長期休業日（8時間以上）				休日							
								長時間				長時間				長時間				長時間						
								2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		障害児	多胎児	合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			⑧	⑨			⑩	⑪			⑫	⑬			⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
計						0																				

No.	利用見込児童数（年間延べ人数）				担当職員の配置				開所時間	開所日数	基幹型施設	地域密着Ⅱ型	開設準備経費		対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	オ 利用者負担軽減															
	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満世帯	その他要支援児童等のいる世帯	保育士	家庭的保育者	研修受講者	合計					改修費等	礼金及び賃借料		
	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞
1																
2																
3																
4																
5																
計																

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他（　　）から該当するものを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑧⑩欄は、4時間（又は特別利用保育として提供される時間との合計が8時間）を超えた場合、⑫⑭欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
6. ⑮欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込児童数を記入すること。
7. ⑯～⑰欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
8. ⑲～㉒欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
9. ㉓～㉕欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
10. ㉔欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。
11. ㉗欄は、1日当たりの開所時間を記入すること。
12. ㉘欄は、年間の開所日数を記入すること。
13. 基幹型施設の場合は、㉙欄に「○」を記入すること。
14. 地域密着Ⅱ型として実施している場合には、㉚欄に「○」を記入すること。
15. ㉛㉜欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
16. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

別表2

（1）一般型（その他分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	利用定員 ④	事業実施月数 ⑤	事務経費		対象経費の支出予定額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨
						事務職員等 ⑥	賃借料 ⑦		
1									
2									
3									
4									
5									
計									

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他（　　）から該当するものを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑥⑦欄の該当するものに対象経費の支出予定額の内訳額を記入すること。
6. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

（2）幼稚園型Ⅰ

No.	名称	施設所在地市町村名	設置主体	施設類型	施設の年間実施日数			幼稚園型Ⅰ																						
								年間延べ利用見込者数【自市町村分】											施設当たり年間延べ利用見込者数【広域利用含む】					保育体制充実加算		就労支援型施設加算		開設準備経費（改修費等）	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
								特別な支援を要する園児		⑧以外の園児									特別な支援を要する園児	⑯以外の園児										
										幼稚園在籍園児					幼稚園在籍園児以外					幼稚園在籍園児（平日+長期休業日）			幼稚園在籍園児（休日）							
												うち長時間				うち長時間														
					平日	長期休業日	休日					2時間未満	2～3時間	3時間以上	平日＋長期休業日＋休日	2時間未満	2～3時間	3時間以上			平日	長期休業日		保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者割合	配置月数				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨		⑬			⑭	⑮			⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
1								平日		平日 ⑨																				
								長期休業日		長期休業日（8時間未満） ⑩																				
										長期休業日（8時間以上） ⑪																				
								休日		休日 ⑫																				
2								平日		平日																				
								長期休業日		長期休業日（8時間未満）																				
										長期休業日（8時間以上）																				
								休日		休日																				
3								平日		平日																				
								長期休業日		長期休業日（8時間未満）																				
										長期休業日（8時間以上）																				
								休日		休日																				
計																														

（記入上の注意）

1. ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（新制度）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかを記入すること。
3. ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
4. ⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休暇等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
5. ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3．4．5．の考え方と同様である。
6. ⑧～⑮欄は、自市町村分について記入すること。
7. ⑨⑩欄に係る長時間分については4時間（又は教育時間との合計が8時間）を超えた場合、⑪⑫⑭欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
8. ⑯～⑳欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。
（施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の見込等を踏まえた年間延べ利用見込者数（在籍園児の平日・長期休業日及び休日利用分に限る）を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。）
9. ㉑欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉒欄は、教育・保育従事者の保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「すべて」又は「2分の1以上」を記入すること。
10. ㉓欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉔欄は、事務職員を実際に配置している月数に応じて「6月未満」又は「6月以上」を記入すること。
11. ㉕欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
12. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

（3）幼稚園型Ⅱ

No.	名称	施設所在地市町村名	設置主体	施設類型	施設の年間実施日数			幼稚園型Ⅱ															
								年間延べ利用見込者数【自市町村分】												施設当たり年間延べ利用見込者数【広域利用含む】	開設準備経費（改修費等）	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
								2歳児				1歳児				0歳児							
					平日	長期休業日	休日	平日＋長期休業日＋休日	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日			
									2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧			⑨	⑧			⑨	⑧			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
1																							
2																							
3																							
計																							

（記入上の注意）

1．③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
2．④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（新制度）のいずれかを記入すること。
3．⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
4．⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休暇等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
5．⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3．4．5．の考え方と同様である。
6．⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
7．⑧⑨欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
8．⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
9．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

（4）余裕活用型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用見込児童数（年間延べ人数）								開設準備経費（改修費等）	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
					基本分	特別支援児童対象児童			利用者負担軽減						
						障害児	多胎児	合計	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満世帯	その他要支援児童等のいる世帯			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1															
2															
3															
4															
5															
計															

（記入上の注意）
1. ②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑥～⑧欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
5. ⑨～⑫欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
6. ⑬欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
7. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

（5）居宅訪問型

No.	派遣元施設名称	設置主体	利用定員	事業実施月数	利用見込児童数（年間延べ人数）													開設準備経費（改修費等）	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
					緊急一時預かり対象児童以外			緊急一時預かり対象児童			特別支援児童対象児童			利用者負担軽減						
					4時間以上	4時間未満	合計	4時間以上	4時間未満	合計	障害児	多胎児	合計	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満世帯	その他要支援児童等のいる世帯			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

（記入上の注意）
1. ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑧～⑩欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込児童数を記入すること。
5. ⑪～⑬欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
6. ⑭～⑰欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用見込児童数を記入すること。
7. ⑱欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
8. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

（6）災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施月数	利用見込児童数（月単位の延べ人数）在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児				対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
					1号認定	2号認定	3号認定		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1									
2									
3									
4									
5									
計									

（記入上の注意）

1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

3．④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。（利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。）

（例）4月14日～7月2日の間利用した児童　→　4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

4．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

15. 病児保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型（訪問型）			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分（改善分）			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分（改善分）合計			

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「（1）病児対応型」「（2）病後児対応型」「（3）体調不良児対応型」「（4）非施設型（訪問型）」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）病児対応型

①特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金（1日当たり） ⑤	事業実施月数 ⑥	利用見込児童数（年間延人数） ⑦	うち、送迎対応利用見込児童数（年間延人数） ⑧	送迎対応 ⑨	看護師等雇上費 ⑩	送迎経費 ⑪	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑫		送迎方法 ⑬	研修参加見込職員数 ⑭	普及定着促進費		改善分の減算の有無 ⑰
												（職員種別）	（人数）			改修費等 ⑮	礼金及び賃借料 ⑯	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	当日キャンセル対応加算		感染症対応に係る加配保育士の経費 ⑳	感染症対応に係る保育士加配をおこなう日数 ㉑	年間開所日数 ㉒	対象経費の支出予定額 ㉓	うち特定分（基本分・加算分） ㉔	うち一般分（改善分） ㉕	国庫補助基準額 ㉖	うち特定分（基本分・加算分） ㉗	うち一般分（改善分） ㉘
	ダブルブッキングの防止策 ⑱	年間キャンセル回数 ⑲									
1											
2											
3											
4											
5											
計											

（記入上の注意）

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
12. ⑮⑯欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑰欄は、以下のいずれの要件も満たさない場合に「有」を記入すること。
    - 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。
    - 市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できる ICTを導入している。
14. ⑱⑲欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
15. ⑱欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
    ア　ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
    イ　予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
    ウ　電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
    エ　病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
16. ⑲欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
17. ⑳欄は、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士加配に係る経費を記入すること。
18. ㉑欄は、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行うための保育士加配をおこなう日数を記載すること。
19. ㉔欄は、㉗欄の「うち特定分（基本分・加算分）」と同額を記入すること。ただし、その額が㉓欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、㉓欄と同額を記入すること。
20. ㉕欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、㉓欄の「対象経費の支出予定額」から㉔欄の「うち特定分（基本分・加算分）」を除いた額を記入すること。
21. ㉗欄は、別紙の第3欄に定める基準額（改善分を除く）を記入すること。
22. ㉘欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用（非課税世帯）延べ人数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	①	②	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数 ③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（2）病後児対応型

①特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金（1日当たり） ⑤	事業実施月数 ⑥	利用見込児童数（年間延人数） ⑦	うち、送迎対応利用見込児童数（年間延人数） ⑧	送迎対応 ⑨	看護師等雇上費 ⑩	送迎経費 ⑪	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑫		送迎方法 ⑬	研修参加見込職員数 ⑭	普及定着促進費		改善分の減算の有無 ⑰
												（職員種別）	（人数）			改修費等 ⑮	礼金及び賃借料 ⑯	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	当日キャンセル対応加算		感染症対応に係る加配保育士の経費 ⑳	感染症対応に係る保育士加配をおこなう日数 ㉑	年間開所日数 ㉒	対象経費の支出予定額 ㉓	うち特定分（基本分・加算分） ㉔	うち一般分（改善分） ㉕	国庫補助基準額 ㉖	うち特定分（基本分・加算分） ㉗	うち一般分（改善分） ㉘
	ダブルブッキングの防止策 ⑱	年間キャンセル回数 ⑲									
1											
2											
3											
4											
5											
計											

（記入上の注意）

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
12. ⑮⑯欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑰欄は、以下のいずれの要件も満たさない場合に「有」を記入すること。
    - ・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。
    - ・市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できる ICTを導入している。
14. ⑱⑲欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
15. ⑱欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
    - ア　ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
    - イ　予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
    - ウ　電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
    - エ　病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
16. ⑲欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
17. ⑳欄は、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士加配に係る経費を記入すること。
18. ㉑欄は、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行うための保育士加配をおこなう日数を記載すること。
19. ㉔欄は、㉗欄の「うち特定分（基本分・加算分）」と同額を記入すること。ただし、その額が㉓欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、㉓欄と同額を記入すること。
20. ㉕欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、㉓欄の「対象経費の支出予定額」から㉔欄の「うち特定分（基本分・加算分）」を除いた額を記入すること。
21. ㉗欄は、別紙の第3欄に定める基準額（改善分を除く）を記入すること。
22. ㉘欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用(生活保護)延べ人数 ②	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数 ③	減免分加算適用（非課税世帯）延べ人数 ④	対象経費の支出予定額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（3）体調不良児対応型

①特定分（平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用見込児童数（年間延人数） ⑤	うち、送迎対応見込児童数（年間延人数） ⑥	送迎対応 ⑦	看護師等雇上費 ⑧	送迎経費 ⑨	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑩		送迎方法 ⑪	研修参加見込職員数 ⑫	対象経費の支出予定額 ⑬	国庫補助基準額 ⑭
										（職員種別）	（人数）				
1															
2															
3															
4															
5															
計															

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有（一般）」と記載すること。
5. ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
6. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
8. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
9. ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
10. 一般分（改善分）に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑬欄及び⑭欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分（改善分）（平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用見込児童数（年間延人数） ⑤	対象経費の支出予定額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. 一般分（改善分）に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「①特定分」欄に記入すること。

（4）非施設型（訪問型）

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施 月数 ③	利用料金 （1日当たり） ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	国庫補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

16．子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

基本事業																	
事業開始年月	会員数				支部数	講習（24h以上）の実施	土日実施加算	預かり手増加のための取組加算				提供会員の定着促進加算	合同実施市町村	ひとり親家庭等への利用支援			
								出張登録会等の開催やSNSによる広報等の実施	預かりを行う会員数の増加等に応じた加算								
	提供会員	依頼会員	両方会員	合計					前年度提供・両方会員数	増加人数	増加割合			ア 優先して調整	イ 早朝、夜間等に対応	ウ援助会員への助成	エ訪問実施
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱

基本事業							病児・緊急対応強化事業								
地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算	性被害防止対策加算	開設準備経費		利用件数（年間延べ数）			事業開始年月	利用件数（年間延べ数）			近隣市町村会員の受入	初年度体制整備	合同実施市町村	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		改修費・備品購入	礼金及び賃借料	預かり	送迎	合計		預かり	送迎	合計					
⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞

（記入上の注意）

1．①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
2．②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。
3．⑥欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
4．⑦欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。
5．⑧欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「○」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
6．⑨欄は、出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
7．⑩～⑫欄は、提供会員・両方会員（依頼会員は対象外）を右記のとおり増やした場合に、⑪⑫いずれか該当する方を記入すること。（前年度の会員数 19人以下→2人以上増、20～99人→1割以上増、100人～199人→1割以上増、200人以上→20人以上増）
8．⑬欄は、提供会員の定着促進の取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
9．⑭欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名（24h講習のみ）」と記入すること。
10．⑮～⑱欄は、実施要綱3（3）②のア～エのうち実施している支援について「○」を記入すること。（複数選択可。なお、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担の世帯及び配慮が必要な子育て家庭等の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。）
11．⑲欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合は「○」を記入すること。
12．⑳欄は、性加害防止対策に資する取組を実施する場合は「○」を記入すること。
13．㉑、㉒欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
14．㉓～㉕欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の援助で送りと迎えの両方を行った場合でも、送迎1件と計上。
15．㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
16．㉗～㉘欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「0」を記入すること。
また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
17．㉚、㉛欄は、当てはまる場合に「○」を記入すること。
18．㉚欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉜の「複数市町村での合同実施」とは別の制度であることに留意すること。
19．㉜欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表2

17. 産後ケア事業　　市町村名

類型	か所数等	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	①	②	③
1. デイサービス型			
2. アウトリーチ型			
3. ショートステイ型			
4. 24時間365日受入体制整備加算			
5. 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算			
6. 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に近じか加算			
7. 夜間に職員を2名以上配置した場合の加算			
8. 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算			
9. 上記以外の世帯に対する利用料減免加算			
合計		0	0

（記入上の注意）
1.　「1. デイサービス型」の①欄には、(1)における「デイサービス型」の実施施設の合計を記入すること。
2.　「2. アウトリーチ型」の①欄には、(1)における「アウトリーチ型」の実施施設の合計を記入すること。
3.　「3. ショートステイ型」の①欄には、(1)における「ショートステイ型」の実施施設の合計を記入すること。
4.　「4. 24時間365日受入体制整備加算」の①欄には、(1)の⑪欄における実施施設の合計を記入すること。
5.　「5. 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算」の①欄には、対象となる延べ人数を記入すること。
6.　「6. 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に近じか加算」の①欄には、(1)の⑪.⑫欄の合計を足した数を記入すること。
7.　「7. 夜間に職員を2名以上配置した場合の加算」の①欄には、(1)の⑫欄の合計を記入すること。
8.　「8. 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算」の①欄には、対象となる延べ人数を記入すること。
9.　「9. 上記以外の世帯に対する利用料減免加算」の①欄には、対象となる延べ人数を記入すること。
10.　②欄には、各類型における対象経費の支出予定額を記入すること。

（1）産後ケア事業（デイサービス型、アウトリーチ型、ショートステイ型）

実施件数	直営・委託の別	事業所（委託先）名	事業所（委託先）の所在地	事業所（委託先）種別	その他の事業所（委託先）種別	ベッド数（産後ケア宿泊・デイサービスの場合）	産婦の利用可能期間	デイサービス型					アウトリーチ型				ショートステイ型						
								対象経費の支出予定額（平均月額）	月額基準額	実施月数	基準額	兄姉や生後4か月以降 の児を受け入れ加算（月数）	対象経費の支出予定額（平均月額）	月額基準額	実施月数	基準額	対象経費の支出予定額（平均月額）	月額基準額	実施月数	基準額	24時間365日受入体制整備加算（有無）	兄姉や生後4か月以降 の児を受け入れ加算（月数）	夜間に職員を2名以上配置した場合の加算（月数）
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
1							ヶ月～	円	円	ヶ月	円	ヶ月	円	円	ヶ月	円	円	円	ヶ月	円		ヶ月	ヶ月
2							～																
3							～																
4							～																
5							～																
6							～																
7							～																
8							～																
9							～																
10							～																
合計																							

（記入上の注意）
1.　①欄は、「直営」もしくは「委託」を選択すること。
2.　③欄は、事業所（委託先）の所在地が、「実施市町村」か「他市町村」かを選択すること。
3.　④欄は、「病院」「診療所」「助産所」「産後ケアセンター」「こども家庭センター」「市町村保健センター」「その他」から当てはまるものを選択すること。
4.　⑤欄は、④欄で「その他」を選択した場合に、具体的な種別を記入すること。
5.　⑥欄は、産後ケアのショートステイ型、デイサービス型の場合にベッド数を記入すること。宿泊実利用の場合は、おおよその利用可能数を記入すること。
6.　⑦欄は、産婦の利用可能期間を記入すること。（例）0～12か月）類型により利用可能期間が異なる場合には、最も早まりが広い類型の期間を記入すること。
7.　⑧.⑪.⑬欄は、各事業所における対象経費の支出予定額の平均月額を記入すること。
8.　⑨.⑭欄は、⑧.⑬欄を別紙に記載されたデイサービス型・アウトリーチ型の基準額で除した数値（小数点第2位を切り上げ）を算出し、その数値を別紙に記載されたデイサービス型・アウトリーチ型の基準額に乗じて得た額を記入すること。
9.　⑩.⑮.⑱欄は、各事業所における本事業を実施する月数を記入すること。
10.　⑪.⑯.⑲欄は、⑨.⑭.⑱欄の月数を乗じて算出すること。
11.　⑫.⑳欄は、1つの施設でデイサービス型及び(ショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、ショートステイ型の1か所分として記入すること。
12.　⑬欄は、⑤欄を別紙に記載されるショートステイ型の基準額で除した数値（小数点第2位を切り上げ）を算出し、その数値を別紙に記載されるショートステイ型の基準額に乗じて得た額を記入すること。
13.　㉓欄は、ショートステイ型の施設において、午後6時から翌朝の午前8時まで（）助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

1．地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
（1） 業務のICT化を行うためのシステムの導入 （2） 研修のオンライン化			
（3） 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

（記入上の注意）
1．　②③欄には、「（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化」「（3）通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2．　③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

１．地域子ども・子育て支援事業におけるＩＣＴ化推進事業
（１）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（２）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所	円	円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

（記入上の注意）
1.　②欄は、（１）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（２）研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。
2.　③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

１．地域子ども・子育て支援事業におけるＩＣＴ化推進事業
（３）通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所	円	円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

（記入上の注意）
1.　②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
2.　③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

１．地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和７年度補正予算分）

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
		円	円
利用者支援事業	か所		
延長保育事業	か所		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る）	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
一時預かり事業	か所		
病児保育事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和7年度事業に限る）	か所		
合計			

（記入上の注意）
1.　③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表1

（元号） 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①−②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩−⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅰ．特定分											
延長保育事業								1/3			
放課後児童健全育成事業								1/3			
病児保育事業											
事業費合計								1/3			
低所得者減免分加算合計								1/3			
特定分　計											
Ⅱ．一般分											
利用者支援事業											
基本型、特定型、こども家庭センター型								2/3(注)			
妊婦等包括相談支援事業型								1/2			
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1/3			
日用品・文房具費等（教育・保育給付認定保護者）								2/3			
副食材料費（施設等利用給付認定保護者）								2/3			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3			
新規参入施設等への巡回支援								2/3			
認定こども園特別支援教育・保育経費								2/3			
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援								2/3			
放課後児童健全育成事業								1/3			
子育て短期支援事業								1/3			
短期入所生活援助事業								2/3			
夜間養護等事業								2/3			
乳児家庭全戸訪問事業								1/3			
養育支援訪問事業								1/3			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3			
子育て世帯訪問支援事業								1/3			
児童育成支援拠点事業								1/3			
親子関係形成支援事業								1/3			
地域子育て支援拠点事業								1/3			
一時預かり事業								1/3			
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								2/3			
幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ								2/3			
災害特例型								2/3			
病児保育事業								1/3			
子育て援助活動支援事業								1/3			
産後ケア事業								1/2			
一般分　計											
Ⅲ．その他分											
放課後児童健全育成事業								1/3			
一時預かり事業								1/3			
その他分　計											
合　　計											

※財政力指数確認表

		都道府県	
		1未満	1以上
市区町村	1未満	ア	イ
	1以上	ウ	エ

（記入上の注意）

1．⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。

2．⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

3．⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

4．⑧欄には、⑦欄の額に1／3（利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型）の場合は2／3（注）、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）、産後ケア事業の場合は1／2）を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

注　財政力指数1.0以上、かつ、原則の補助率(2/3)で算出した本区分の国庫補助額が1億円を超える地方自治体については、補助率を以下の⑴～⑶のとおりとする。（財政力指数が都道府県及び市区町村ともに1.0未満の場合は財政力指数確認表のアに〇を入力）

⑴ 財政力指数が都道府県は1.0以上、市区町村は1.0未満の場合（財政力指数確認表のイに〇を入力）　7／12

⑵ 財政力指数が都道府県は1.0未満、市区町村は1.0以上の場合（財政力指数確認表のウに〇を入力）　7／12

⑶ 財政力指数が都道府県及び市区町村ともに1.0以上の場合（財政力指数確認表のエに〇を入力）　1／2

ただし、⑴～⑶の場合において、それぞれの補助率（1/2又は7/12）で算出された本区分の国庫補助額が1億円を下回る場合は、上限1億円を国庫補助額とすることができる。

5．⑪欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額（返納額）がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「Ⅰ　特定分」「Ⅱ　一般分」「Ⅲ　その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

別表1（別葉）

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（1）											
利用者支援事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子育て世帯訪問支援事業											
児童育成支援拠点事業											
親子関係形成支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
子育て援助活動支援事業											
産後ケア事業											
特例措置分（1）　計								1/3			

（記入上の注意）

1．　特例措置分（1）表には、特例措置分のうち、1．地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業について記入すること。
2．　⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3．　⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4．　⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
5．　⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。

事　業　名	総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 ③(①-②)	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助基本額 ⑦	国庫補助所要額 ⑧	国庫補助金交付決定額 ⑨	国庫補助金受入済額 ⑩	差引過不足額 ⑪(⑩-⑧)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
Ⅳ．特例措置分（2）											
利用者支援事業											
延長保育事業											
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る）											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児家庭全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子育て世帯訪問支援事業											
児童育成支援拠点事業											
親子関係形成支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
一時預かり事業											
病児保育事業											
子育て援助活動支援事業											
産後ケア事業											
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和7年度事業に限る）											
特例措置分（2）　計								1/3			
特例措置分　小計											
総　合　計											

（記入上の注意）

1．　特例措置分（2）表には、特例措置分のうち、1．地域子ども・子育て支援事業等における事業継続支援事業（令和7年度補正予算分）について記入すること。
2．　⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
3．　⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
4．　⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
5．　⑧欄には、⑦欄の額に1／3を乗じて得た額（1，000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
6．「特例措置分　小計」欄には、別表1（別葉）の「特例措置分（1）　計」欄及び「特例措置分（2）　計」欄の額を合計した額を記入すること。
7．「総合計」欄には、別表1の合計欄と、別表1（別葉）の「特例措置分　小計」欄の額を合計した額を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

1．利用者支援事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
基本型、特定型、こども家庭センター型			
1．基本型			
2．特定型			
3．こども家庭センター型			
のうち、ア～オ＋開設準備経費（㉑欄）			
のうち、カ			
小計（1～3）	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業型			
1．妊婦等包括相談支援事業型			

（記入上の注意）

1．②、③欄には、「（1）基本型」「（2）特定型」「（3）こども家庭センター型」「（4）妊婦等包括相談支援事業型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）基本型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	類型 ④	事業実施月数 ⑤	事業実施日数（週あたり） ⑥	事業実施時間（1日あたり） ⑦	職員の配置			夜間・休日加算		出張相談支援 ⑬	機能強化のための取組 ⑭	多言語対応		特別支援対応 ⑰	多機能型加算 ⑱	こども家庭センター連携等加算 ⑲	開設準備経費 ⑳	対象経費の実支出額 ㉑	国庫補助基準額 ㉒
								専任職員 ⑧	補助職員 ⑨	計 ⑩	夜間 ⑪	休日 ⑫			通訳の配置 ⑮	翻訳システムの設置 ⑯						
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
計																						

（記入上の注意）

1．②欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを選択すること。
　※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2．③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
3．④欄は、基本Ⅰ型、基本Ⅱ型、基本Ⅲ型から該当するものを選択すること。
4．⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
5．⑥欄は、④が基本Ⅰ型の場合は週5日以上、基本Ⅱ型の場合は週5日未満の日数を記入すること。
6．⑪、⑫欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
7．⑬欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
8．⑭欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
9．⑮、⑯欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
10 ⑰欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
11 ⑱欄は、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行った場合には「有」を記入すること。
12 ⑲欄は、こども家庭センターとの連携等を実施した場合には「有」を記入すること。
13 ⑳欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（2）特定型

実施条件	「保育提供体制の確保のための実施計画（地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策）」の採択を受けていること		0～5歳児人口（H25～R7年の各年10月1日時点のうち、最も多いもの） ①	

No.	名称 ②	実施場所 ③	運営主体 ④	事業実施月数 ⑤	事業実施日数（週あたり） ⑥	事業実施時間（1日あたり） ⑦	職員の配置			夜間・休日加算		出張相談支援 ⑬	機能強化のための取組 ⑭	多言語対応		特別支援対応 ⑰	開設準備経費 ⑱	対象経費の実支出額 ⑲	国庫補助基準額 ⑳
							専任職員 ⑧	補助職員 ⑨	計 ⑩	夜間 ⑪	休日 ⑫			通訳の配置 ⑮	翻訳システムの設置 ⑯				
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

（記入上の注意）

1．①欄は、1万人単位（1万人未満切上げ）により記入すること。（例：15,000人の場合、「20,000」と記入すること。）
2．③欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを選択すること。
　※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
3．④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
4．⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
5．⑪⑫欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
6．⑬欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
7．⑭欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
8．⑮⑯欄は、多言語対応について実施した場合は該当する欄に「有」を記入すること。
9．⑰欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
10 ⑱欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（3）こども家庭センター型

		ア 統括支援員の配置			イ 母子保健機能															ウ 児童福祉機能																	エ サポートプラン作成に係る支援員の追加配置				オ 地域資源開発コーディネーターの配置			
										職員の配置						多言語対応				基本分（直営で行う場合）			基本分（委託で行う場合）								地域活動推進加算													
										保健師等専門職員		困難事例等対応職員		補助職員	計																													
No.	名称	要件	資格	研修受講年月日	実施場所	運営主体	事業実施月数	事業実施日数（週あたり）	事業実施時間（1日あたり）	（専任）	（兼任）	（専任）	（兼任）			1市町村当たり単価の適用の有無	通訳の配置	翻訳システムの設置	特別支援対応	経過措置の適用	基礎単価	最低配置人員を満たすための上乗せ配置人数	最低配置人員を満たしたとでの上乗せ配置人数	基礎単価	最低配置人員を満たすための上乗せ配置人数【常勤】	最低配置人員を満たすための上乗せ配置人数【非常勤】	最低配置人員を満たしたとでの上乗せ配置人数【常勤】	最低配置人員を満たしたとでの上乗せ配置人数【非常勤】	夜間・土日開所加算	1週間当たりの開所時間（h）	開設準備経費	弁護士・医師等配置加算	㉜のうち、弁護士配置人数	㉜のうち、医師配置人数	㉜のうち、その他配置人数	研修・広報啓発費用	見守り活動等推進費用	通訳業務費用	経過措置の適用	人口規模	サポートプラン作成件数	直営 配置人数	委託 配置人数	直営 配置人数	委託 配置人数	開設準備経費	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽
1																																														
2																																														
3																																														
計																																														

（記入上の注意）

1．母子保健機能や児童福祉機能の施設を複数有しこども家庭センター1箇所とする場合で、かつ各施設ごとに補助金を申請する場合は、行を分けて記載すること。（例：母子保健機能の施設が2箇所、児童福祉機能の施設が1箇所の場合は、母子保健機能の施設2箇所分目は2行目に記載。（その他の項目（統括支援員の配置等）は入力しない。））

2．②欄は、以下のア～ウいずれかから選択すること。
　ア 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
　イ 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
　ウ その他、市区町村において上記と同等と認めた者

3．③欄は、統括支援員がこども家庭センターガイドラインで定める有資格者の場合は、保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー、その他各資格の中からいずれかを選択すること。

4．④欄は、一体的支援に係る基礎研修の受講年月日を記入すること。

5．⑤欄は、地域子育て支援拠点（一般型）、地域子育て支援拠点（連携型）、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、保健（福祉）センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）、未定から該当するものを選択すること。※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

6．⑥欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

7．⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

8．⑧欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。

9．⑪、⑬欄は、多言語対応について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。

10 ⑲欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施する場合に「有」を記入すること。

11 ⑳、㉚欄は、こども家庭センターを整備せず、母子保健機能、児童福祉機能を両方若しくはいずれか有する場合は、「○」を記入すること。（令和8年度までの経過措置）

12 ㉑、㉖欄は、利用者支援事業実施要綱別添4を参照し、小規模A型、小規模B型、小規模C型、中規模型、大規模型から選択すること。

13 ㉓欄は、夜間・土日開所加算を適用する場合には「○」を記入すること。なお、その際は㉙欄に1週間当たりの開所時間を記入すること。

14 ㉛欄は、児童福祉機能のみ開設する場合に「○」を記入すること。なおその場合、㊱欄の開設準経費とは併用は出来ないので注意すること。

15 ㉜欄は、弁護士・医師等配置加算を適用する場合に「○」を記入すること。なおその場合、必要に応じ㉝から㉟欄に配置人数を記入すること。

16 ㊱から㊳欄は、地域活動推進加算を適用する場合に、実施する取組に「○」を記入すること。

17 ㊵欄は、10万人未満、10万人以上かつ30万人未満、30万人以上のいずれかから選択すること。

18 ㊶欄は、サポートプランの作成件数を記入すること。なお、作成件数にはサポートプランを作成し手交できない場合も含むものとする。

19 ㊷、㊸、㊹及び㊺欄は、会計年度職員及び臨時的任用職員の配置人数を記載すること。

20 ㊻欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

カ 制度施行円滑経費

活用の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
①	②	③

（記入上の注意）

1．①欄は、制度施行円滑導入経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

（4）妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③	④	⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

1．①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。

2．②欄は、交付要綱に記載の要件（1）、（2）、（3）のいずれかから選択すること。

3．③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に「有」、委託しない場合に「無」と記載すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

2．延長保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
1．一般型（保育短時間認定）			
2．一般型（保育標準時間認定）			
3．訪問型（保育短時間認定）			
4．訪問型（保育標準時間認定）			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

1．②③欄には、「（1）一般型（保育短時間認定）」「（2）一般型（保育標準時間認定）」「（3）訪問型（保育短時間認定）」「（4）訪問型（保育標準時間認定）」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④		うち平均対象障害児数が1人以上の時間数 ⑤	平均対象児童数 ⑥	短時間認定在籍児童数 ⑦	対象経費の実支出額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨
1				前	合算	前	前			
				後		後	後			
2				前	合算	前	前			
				後		後	後			
3				前	合算	前	前			
				後		後	後			
4				前	合算	前	前			
				後		後	後			
計							前			
							後			

（記入上の注意）

1．②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内（20人以上）」「事業所内（19人以下）」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（1）④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4．⑤欄は、④欄の時間数のうち平均対象障害児数が1人以上いる延長時間数を記入すること。
5．⑥欄は、実施要綱4（1）④に基づく平均対象児童数を記入すること。
6．⑦欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。（小数点以下第1位を四捨五入）

（2）一般型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	自園調理等 ④	延長時間 ⑤	※22時以降実施の場合の内訳 ～22時まで ⑥	22時以降 ⑦	うち平均対象児童数が21人以上の時間数 ⑧	うち平均対象障害児数が1人以上の時間数 ⑨	夜間保育所 ⑩	平均対象児童数 ～22時まで ⑪	22時以降 ⑫	配置基準改善加算 ⑬	対象経費の実支出額 ⑭	国庫補助基準額 ⑮
1					前	前		前	前		前		前		
					後	後	後	後	後		後	後	後		
2					前	前		前	前		前		前		
					後	後	後	後	後		後	後	後		
3					前	前		前	前		前		前		
					後	後	後	後	後		後	後	後		
4					前	前		前	前		前		前		
					後	後	後	後	後		後	後	後		
計											前		前		
											後	後	後		

（記入上の注意）

1．②欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内（20人以上）」「事業所内（19人以下A）」「事業所内（19人以下B）」「家庭的保育（4人以上）」「家庭的保育（3人以下）」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
4．⑤～⑦欄は、実施要綱4（1）④に基づく延長時間を記入すること。
5．⑥⑦欄は、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内（20人以上）」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑥欄には22時までの延長時間を、⑦欄には22時以降の延長時間を記入した上で、⑤欄にはその合計時間を記入すること。
6．⑧欄は、⑤欄の時間数のうち平均対象児童数が21人以上いる延長時間数を記入すること。
7．⑨欄は、⑤欄の時間数のうち平均対象障害児数が1人以上いる延長時間数を記入すること。
8．「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第289号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設において22時以降に延長を実施した場合は、⑩欄に〇を記入すること。
9．⑪⑫欄は、実施要綱4（1）④に基づく平均対象児童数を記入することとし、②欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内（20人以上）」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、⑪欄には⑥欄における22時までの平均対象児童数を、⑫欄には⑦欄における22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、⑤欄における平均対象児童数を⑪欄にのみ記入すること。
10．⑬欄は、適用となる配置基準改善加算額を記入すること。

（3）訪問型（保育短時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④		年間延べ利用日数 ⑤	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1				前	合算	前		
				後		後		
2				前	合算	前		
				後		後		
3				前	合算	前		
				後		後		
4				前	合算	前		
				後		後		
5				前	合算	前		
				後		後		
計						前		
						後		

（記入上の注意）
1．②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（2）④に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。（例：前0.5 後0.5 合算1）
4．1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

（4）訪問型（保育標準時間認定）

No.	実施施設の名称 ①	実施施設の類型 ②	事業実施月数 ③	延長時間 ④	年間延べ利用日数 ⑤	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1				前	前		
				後	後		
2				前	前		
				後	後		
3				前	前		
				後	後		
4				前	前		
				後	後		
5				前	前		
				後	後		
計					前		
					後		

（記入上の注意）
1．②欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3．④欄は、実施要綱4（2）④に基づく延長時間を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給実績								対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	給食費（副食材料費）				教材費・行事費等（給食費以外）					
	か所数	支給児童数（延月数）			か所数	支給児童数（延月数）				
		月数	人数	計		月数	人数	計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
2号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
3号認定（教育・保育給付認定）										
						小計				
施設等利用給付認定										
		小計								
合計										

（記入上の注意）

1. ①及び⑤欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
2. ②～④欄及び⑥～⑧欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること（＝年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること。）。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数（延月数）」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」及び「施設等利用給付認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

別表２

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
１．新規参入施設等への巡回支援			
２．認定こども園特別支援教育・保育経費			
３．地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援			
合計			

（記入上の注意）

1　②③欄には、１～３の項目における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

2　3.の①欄には、「（３）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」の対象として給付した幼児数を「人・月」単位で記入すること。（例）35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

（１）新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施月数 ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

１．②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。

２．③欄は、月途中開始の場合は１月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

（2）認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	施設名称 ①	施設類型 ②	対象児童数（年間延数） ③	対象経費の実支出額 ④	国庫補助基準額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
計					

（記入上の注意）

1．②欄は、以下から該当するものを記入すること。
　ア．幼保連携型（学校法人立以外）、イ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立（学校法人化を予定する園を含む）：接続型）、
　ウ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立（学校法人化を予定する園を含む）：並列型）、 エ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：単独型）、
　オ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：接続型）、カ．幼稚園型（幼稚園部分が学校法人立以外：並列型）、
　キ．保育所型、ク．地方裁量型

2．③欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。（例：4月3人、5月4人、6月5人・・・　の場合、3人＋4人＋5人＋・・・の合計値）
　また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

No.	集団活動事業名 ①	対象幼児数（単位：人・月） ②	事業単価額 ③	集団活動運営者名（法人類型含む） ④	集団活動実施場所の市町村名 ⑤	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

（記入上の注意）
1．本表は、給付対象とした集団活動事業ごとに記入すること。
2．②欄は、給付した対象幼児数を、「人・月」単位で記入すること。例：5人の幼児に12カ月にわたって給付した場合は60と記入。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

Ⅰ. 特定分　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

区分	対象経費の実支出額①	国庫補助基準額②
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅱ. 一般分

区分	対象経費の実支出額①	国庫補助基準額②
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	円	円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	円	円
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	円	円
放課後児童クラブ利用調整支援事業	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

Ⅲ. その他分

区分	対象経費の実支出額①	国庫補助基準額②
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	円	円
合計	円	円

（記入上の注意）
1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

Ⅰ．特定分

（1）放課後児童健全育成事業
（ア）開所日数250日以上

市町村名

	事業所名（クラブ名）①	職員配置の区分②	事業実施月数③	開所状況								児童の数⑫	登録児童数の弾力化⑬	事業所名⑭	児童の数が10人未満			分割⑱	新規開所年月日⑲	途中閉所年月日⑳	対象経費の実支出額㉑	国庫補助基準額㉒
				年間開所日数（a）④	開所日数加算対象日数 (a)−250 ⑤	長期休暇支援加算対象日数⑥	平日分 開所時間⑦	平日分 長時間開所加算対象時間数⑧	長期休暇等分 開所時間⑨	長期休暇等分 長時間開所加算対象時間数⑩	夏季休業期間中における分室の設置 支援の単位数⑪				山間地、漁業集落、へき地及び離島⑮	実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合⑯	その他こども家庭庁長官が認める場合⑰					
1			か月	日	日	日	～	時間	～	時間		人									円	円
2							～		～													
3							～		～													
4							～		～													
5							～		～													
6							～		～													
7							～		～													
8							～		～													
9							～		～													
10							～		～													
合計（　か所）																		か所				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
 ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合
 イ. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
 ウ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合
 エ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
 オ. 設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合
 なお、年度途中で区分の変更があった場合は行を分け、それぞれの区分ごとに記入すること。
3. ④欄は（ア）の別紙2の⑧を転記すること。
4. ⑦及び⑨欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均時間数を記入すること。（1分未満切り捨て）
5. ⑧及び⑩欄は、例のように記載し、小数第3位を切り捨てること。（例：1時間10分⇒1.16）
6. 夏季休業期間中に分室において実施する場合、⑪欄にその分室で実施する支援の単位数を記入すること。
7. ⑫欄は、各月初日の児童の数（1人未満切り上げ）の年間平均を記載すること（（ア）の別紙1の④を転記すること）。
8. ⑬欄は、「放課後児童健全育成事業の運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化について（令和8年度）」（令和8年4月8日こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡）に掲げる要件に該当する場合には〇を記入の上、⑭欄に事業所名（支援の単位名不可）を記入すること。
9. ⑮、⑯及び⑰欄は該当するものに「〇」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに〇を記入すること。
10. ⑱欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「〇」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
11. ⑲及び⑳欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表2

Ⅰ．特定分

（1）放課後児童健全育成事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（ア）開所日数250日以上の別紙1（児童の数）

	事業所名（クラブ名）	児童の数													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年間平均児童の数
	①	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	③	④
1														0人	0人
2														0人	0人
3														0人	0人
4														0人	0人
5														0人	0人
6														0人	0人
7														0人	0人
8														0人	0人
9														0人	0人
10														0人	0人
合計（　か所）		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（記入上の注意）

1．②欄の児童の数は各月初日の国庫補助基準額算定の際の児童の数を記入すること。

（ア）開所日数250日以上の別紙2（延べ利用児童数及び開所日数）

	事業所名（クラブ名）	延べ利用児童数及び開所日数																										
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		年間平均利用児童数
		延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	延べ利用児童数	開所日数	
	①	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	0																									0人	0日	#DIV/0!
2	0																									0人	0日	#DIV/0!
3	0																									0人	0日	#DIV/0!
4	0																									0人	0日	#DIV/0!
5	0																									0人	0日	#DIV/0!
6	0																									0人	0日	#DIV/0!
7	0																									0人	0日	#DIV/0!
8	0																									0人	0日	#DIV/0!
9	0																									0人	0日	#DIV/0!
10	0																									0人	0日	#DIV/0!
合計（　か所）		0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	#DIV/0!

（記入上の注意）

1．⑤の延べ利用児童数は各月の延べ利用児童数を記入すること。

2．⑥の開所日数は各月に開所した日数を記入すること。

3．⑨欄の児童数と別紙1の④欄の児童数に乖離がある場合は、市町村が事業所に対し、理由等を確認すること。

別表２

（1）放課後児童健全育成事業

（イ）開所日数200日～249日

市町村名

事業所名（クラブ名）①	職員配置の区分②	事業実施月数③	開所状況							児童の数⑩	利用者に対するニーズ調査		児童の数が10人未満			分割⑯	新規開所年月日⑰	途中閉所年月日⑱	対象経費の実支出額⑲	国庫補助基準額⑳
			年間開所日数④	長期休暇支援加算対象日数⑤	平日分		長期休暇等分		夏季休業期間中における分室の設置		調査条件⑪	調査結果児童数⑫	山間地、漁業集落、へき地及び離島⑬	実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合⑭	その他こども家庭庁長官が認める場合⑮					
					開所時間⑥	長時間開所加算対象時間数⑦	開所時間⑧		支援の単位数⑨											
1		か月	日	日	～	時間	～			人		人							円	円
2					～		～													
3					～		～													
4					～		～													
5					～		～													
6					～		～													
7					～		～													
8					～		～													
9					～		～													
10					～		～													
合計（　　か所）																か所				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
   ア. 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員（常勤職員に限る。）を2名以上配置した場合
   イ. 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
   ウ. 設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみ配置した場合
   エ. 設備運営基準に基づく補助員を原則2名以上配置した場合
   オ. 設備運営基準に基づく補助員を１名のみ配置した場合
   なお、年度途中で区分の変更があった場合は行を分け、それぞれの区分ごとに記入すること。
3. ④の欄は（イ）の別紙2の⑧を転記すること。
4. ⑥及び⑧欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均時間数を記入すること。（1分未満切り捨て）
5. ⑦欄は、例のように記載し、小数第3位を切り捨てること。（例：1時間10分⇒1.16）
6. 夏季休業期間中に分室において実施する場合、⑨欄にその分室で実施する支援の単位数を記入すること。
7. ⑩欄は、各月初日の児童の数（1人未満切り上げ）の年間平均を記入すること（（イ）の別紙1の④を転記すること）。
8. ⑪欄は、次の条件を満たしている場合に「〇」を記入すること。
   1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2. 期間（土曜日、日曜日、祝日、夏休み等）ごとの利用希望を聴取すること。 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
9. ⑫欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
10. 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
11. ⑬、⑭及び⑮欄は該当するものに「〇」を記入すること。なお、過年度に承認された支援の単位については、承認事由に該当するものに〇を記入すること。
12. ⑯欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する（した）場合に「〇」を記入し、①欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
13. ⑰欄及び⑱欄は、新規開所又は途中閉所する（した）年月日を記入すること。

別表2

Ⅰ．特定分

（1）放課後児童健全育成事業　　市町村名

（イ）開所日数200日～249日の別紙1

	事業所名（クラブ名）①	児童の数													
		4月 ②	5月 ②	6月 ②	7月 ②	8月 ②	9月 ②	10月 ②	11月 ②	12月 ②	1月 ②	2月 ②	3月 ②	合計 ③	年間平均児童の数 ④
1														0人	0人
2														0人	0人
3														0人	0人
4														0人	0人
5														0人	0人
6														0人	0人
7														0人	0人
8														0人	0人
9														0人	0人
10														0人	0人
合計（　か所）		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（記入上の注意）

1．②欄の児童の数は各月初日の国庫補助基準額算定の際の児童の数を記入すること。

（イ）開所日数200日～249日の別紙2

	事業所名（クラブ名）①	延べ利用児童数及び開所日数																										
		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		年間平均利用児童数
		延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑤	開所日数 ⑥	延べ利用児童数 ⑦	開所日数 ⑧	⑨
1	0																									0人	0日	#DIV/0!
2	0																									0人	0日	#DIV/0!
3	0																									0人	0日	#DIV/0!
4	0																									0人	0日	#DIV/0!
5	0																									0人	0日	#DIV/0!
6	0																									0人	0日	#DIV/0!
7	0																									0人	0日	#DIV/0!
8	0																									0人	0日	#DIV/0!
9	0																									0人	0日	#DIV/0!
10	0																									0人	0日	#DIV/0!
合計（　か所）		0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	0人	0日	#DIV/0!

（記入上の注意）

1．⑤の延べ利用児童数は各月の延べ利用児童数を記入すること。

2．⑥の開所日数は各月に開所した日数を記入すること。

3．⑨欄の児童数と別紙1の④欄の児童数に乖離がある場合は、市町村が事業所に対し、理由等を確認すること。

別表2

（2）放課後子ども環境整備事業

市町村名

（ア）放課後児童クラブ設置促進事業

事業所名（クラブ名）①		事業実施場所②	新規開設の有無③	事業内容 改修④	備品購入等⑤	開所準備経費⑥	校内交流型の実施⑦	防災対策の実施⑧	防犯対策の実施⑨	市町村計画等への記載の有無⑩	対象経費の実支出額⑪	国庫補助基準額⑫
				該当するものに「○」を記入すること								
1											円	円
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

（記入上の注意）

1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する（実施している）場所（例：小学校の余裕教室、児童館、保育所等）を記入すること。
2. ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
3. ⑦欄は、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施している場合に「○」を記入すること。
4. ⑩欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合に「○」を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名（クラブ名）①		事業実施場所②	新規開設の有無③	事業内容 開所準備経費④	校内交流型の実施⑤	幼稚園、認定こども園等における実施の有無（新規クラブ）⑥	防災対策の実施⑦	防犯対策の実施⑧	夏季休業期間中における分室の設置⑨	分室を設置している場合の支援の単位数⑩	市町村計画等への記載の有無⑪	対象経費の実支出額⑫	国庫補助基準額⑬
				該当するものに「○」を記入すること									
1												円	円
2													
3													
4													
5													
合計	か所												

（記入上の注意）

1. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する（実施している）場所（固有名詞ではなく種別（小学校の余裕教室、児童館、保育所等））を記入すること。
2. ③欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
3. ⑤欄には、当該放課後児童クラブが同一の小学校敷地内等で実施する放課後子供教室との「校内交流型」として実施している場合に「○」を記入すること。
4. ⑨欄には、夏季休業期間中に分室を設置して、一時的に放課後児童健全育成事業を実施している場合に「○」を記入すること。
   ⑨欄に「○」をした場合、⑩欄には分室で実施している支援の単位数を記入すること。
5. ⑪欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合に「○」を記入すること。

別表2

（2）放課後子ども環境整備事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（ウ）放課後児童クラブ障害児受入促進事業

事業所名（クラブ名）		対象経費の実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

（エ）倉庫設備整備事業

事業所名（クラブ名）		対象経費の実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業

市町村名

（ア）障害児受入推進事業

	事業所名（クラブ名）①	事業実施月数②	対象経費の実支出額③	国庫補助基準額④
1		ヶ月	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。
2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業　　市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

	事業所名（クラブ名）①	事業実施場所②	事業実施月数③	市町村計画等への記載の有無④	対象経費の実支出額⑤	国庫補助基準額⑥
1			ヶ月		円	円
2						
3						
4						
5						
合計（　か所）						

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

3．③欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

4．④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等への放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合には「有」を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

	事業所名（クラブ名）①	事業実施場所②	事業実施月数③	市町村計画等への記載の有無④	対象経費の実支出額⑤	国庫補助基準額⑥
1			ヶ月		円	円
2						
3						
4						
5						
	合計（　か所）					

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校の敷地、公有地内）を記入すること。

3．③欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

4．④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等への放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載がある場合には「有」を記入すること。

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

	事業所名（クラブ名）①	事業実施場所 移転前②	事業実施場所 移転後③	対象経費の実支出額④	国庫補助基準額⑤
1				円	円
2					
3					
4					
5					
合計（　か所）					

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。

2．②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

別表２

（３）放課後児童クラブ支援事業　　市町村名

（イ）放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

	事業所名（クラブ名）①	実施主体②	対象経費の実支出額③	国庫補助基準額④
1				
2				
3				
4				
5				
合計（　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

（ウ）放課後児童クラブ送迎支援事業

	事業所名（クラブ名）①	100人以上の待機児童発生の有無②	事業実施月数③	対象経費の実支出額④	国庫補助基準額⑤
			ヶ月	円	円
1					
2					
3					
4					
5					
合計（　か所）					

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「〇」を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表２

Ⅱ．一般分

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（4）放課後児童支援員等処遇改善等事業

（ア）家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）
1．②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

事業者の名称（クラブ名） ⑤	設置・運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	開所状況 年間開所日数 ⑧	開所時間 平日分 ⑨	開所時間 長期休暇等分 ⑩	賃金改善する従事者数 ⑪	賃金改善する給与項目 基本給 ⑫	手当 ⑬	手当の内容 ⑭	賞与 ⑮	その他 ⑯	その他の内容 ⑰	従事項目 学校との情報共有 ⑱	保護者への連絡・情報共有 ⑲	防災・防犯対策 ⑳	要望・苦情への対応 ㉑	児童虐待早期発見への取組 ㉒	対象経費の実支出額 ㉓	国庫補助基準額 ㉔
		ヶ月				人	該当欄に○を付すこと。⑭⑰欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること						
1				～	～														
2				～	～														
3				～	～														
4				～	～														
5				～	～														
6				～	～														
7				～	～														
8				～	～														
9				～	～														
10				～	～														
合　　計																			

（記入上の注意）
1．⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3．㉓欄は1円未満の端数は切り捨てること。

（イ）（ア）の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）
1．②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（4月1日時点）を記入すること。

事業者の名称（クラブ名） ⑤	設置・運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	開所状況 年間開所日数 ⑧	開所時間 平日分 ⑨	開所時間 長期休暇等分 ⑩	賃金改善する従事者数 ⑪	賃金改善する給与項目 基本給 ⑫	手当 ⑬	手当の内容 ⑭	賞与 ⑮	その他 ⑯	その他の内容 ⑰	従事項目 地域組織との情報交換や相互交流 ⑱	児童館やその他公共施設等の積極的活用 ⑲	地域住民との連携、協力 ⑳	地域の保健医療機関等と連携 ㉑	虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議 ㉒	放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加 ㉓		対象経費の実支出額 ㉔	国庫補助基準額 ㉕
		ヶ月				人	該当欄に○を付すこと。⑭⑰欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること					実施	主な取組内容		
1				～	～																
2				～	～																
3				～	～																
4				～	～																
5				～	～																
6				～	～																
7				～	～																
8				～	～																
9				～	～																
10				～	～																
合　　計																					

（記入上の注意）
1．⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2．⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3．㉓欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「〇」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
4．㉔欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表２

（５）障害児受入強化推進事業

市町村名

ア　障害児を３人以上受け入れる場合

	事業所名（クラブ名）①	障害児数②	配置職員数③	事業実施月数④	対象経費の実支出額⑤	国庫補助基準額⑥
1		人	人	ヶ月	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計（　　か所）						

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄の障害児数には、「イ　医療的ケア児を受け入れる場合」により看護職員等を配置する場合は、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。

3．④欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

イ　医療的ケア児を受け入れる場合

	事業所名（クラブ名）①	医療的ケア児数②	看護職員等の配置の有無③	事業実施月数（看護職員等の配置月数）④	看護職員等による送迎支援の実施の有無⑤	事業実施月数（看護職員等による送迎支援の実施月数）⑥	対象経費の実支出額⑦	国庫補助基準額⑧
1		人		ヶ月		ヶ月	円	円
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計（　　か所）								

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．④欄及び⑥欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（６）小規模放課後児童クラブ支援事業　　市町村名

	事業所名（クラブ名）①	児童の数②	放課後児童支援員等数③	事業実施月数④	対象経費の実支出額⑤	国庫補助基準額⑥
1		人	人		円	円
2						
3						
4						
5						
	合計（　か所）					

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブＡ」「〇〇クラブＢ」等と区分して記入すること。
2. ③欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。
3. ④欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（７）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

市町村名

	事業所名（クラブ名）①	事業実施月数②	対象経費の実支出額③	国庫補助基準額④
		ヶ月	円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、クラブごとに作成すること。

2．②欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。

別表２

（８）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業　　市町村名

	事業所名（クラブ名）①	事業実施月数（運営事務等を行う職員の配置等の月数）②	対象経費の実支出額③	国庫補助基準額④
1		ヶ月	円	円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1．①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

2．②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表２

（９）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名

	事業所名（クラブ名）①	第三者評価受審日②	対象経費の実支出額③	国庫補助基準額④
			円	円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（　　か所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、クラブごとに作成すること。
2. ②欄は、第三者評価受審日を記載すること。

別表２

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業　　市町村名

事業所数（クラブ数）①	事業実施月数②	対象経費の実支出額③	国庫補助基準額④
	ヶ月	円	円

（記入上の注意）

1．①欄は、当該事業で対象とした事業所（クラブ）の総数を記入すること。

2．②欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

別表2

Ⅲ. その他分

市町村名

(11)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所 0	か所
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意)
1. ②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数(4月1日時点)を記入すること。

	事業所名(クラブ名) ⑤	設置・運営主体 ⑥	事業実施月数 ⑦	賃金改善する従事者数					賃金改善する給与項目						対象経費の実支出額 ⑲	国庫補助基準額 ⑳
				放課後児童支援員				その他 ⑫	基本給 ⑬	手当 ⑭	手当の内容 ⑮	賞与 ⑯	その他 ⑰	その他の内容 ⑱		
				経験年数3年未満 ⑧	経験年数3年以上5年未満 ⑨	経験年数5年以上10年未満 ⑩	経験年数10年以上 ⑪									
			ヶ月	人	人	人	人	人	該当欄に該当する人数を記入すること。⑭⑰欄については、内容を具体的に記入すること。							
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
合　　計																

(記入上の注意)
1. ⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ⑦欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3. ⑲欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表２

Ⅲ. その他分

市町村名

（12）放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
	か所	か所	か所	か所
公立公営			0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

（記入上の注意）
１．②欄、④欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる施設数、支援の単位数（４月１日時点）を記入すること。

	事業所名（クラブ名） ⑤	設置・運営主体 ⑥	賃金改善対象者数			事業実施月数 ⑩	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施の有無 ⑪	対象経費の実支出額 ⑫	国庫補助基準額 ⑬
			常勤職員 ⑦	非常勤職員 ⑧	計 ⑨（⑦+⑧）				
1			人	人	人	ヶ月		円	円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
合計	か所								

（記入上の注意）
２．⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
３．⑧欄には、常勤換算後の非常勤職員の賃金改善対象者数を記入すること。
４．⑩欄には、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施する実施月数を記入すること。
５．⑪欄には、保育士等処遇改善臨時特例交付金において放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業（令和４年２月～９月実施分）を実施し、交付を受けている場合「〇」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

6. 子育て短期支援事業

類型	施設実施（実施か所数）①	里親等の数 ②	対象経費の実支出額 ③	国庫補助基準額 ④
1. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業		0	0	0
2. 夜間養護等（トワイライトステイ）事業		0	0	0
合計		0	0	0

（記入上の注意）
1.「（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業」「（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業」における対応する欄の金額等を記入すること。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	（②欄で「その他」を選択した場合のみ）具体的な施設種別 ③	里親等の数 ④	1日あたりの利用枠又は平均利用可能児童数 ⑤	年間開所日数 ⑥	利用児童数（延べ日数）2歳未満児・慢性疾患児 ⑦	2歳以上児 ⑧	親子入所する場合及び緊急一時保護の親 ⑨	利用児童数（延べ日数）※養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 2歳未満児・慢性疾患児 ⑩	2歳以上児 ⑪	親子入所する場合及び緊急一時保護の親 ⑫	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 付き添いの有無 ⑬	日数 ⑭	実施施設における専従職員の配置 実施の有無 ⑮	配置月数 ⑯	開設準備経費 ⑰	対象経費の実支出額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲
施設 1																			
施設 2																			
施設 3																			
施設 4																			
施設 5																			
里親等	里親																		
里親等	保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																		
里親等	その他の保護を適切に行うことができる者																		
合　計							0	0	0	0	0	0						0	0

（記入上の注意）
1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
2. ③欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること（公共施設、障害児入所施設、医療機関等）。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。（例：月～金のみ開所施設であれば260日（週5日×52週）、特段の定めがなく、随時受け付けている場合は365日）
6. ⑩～⑫におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第103号）の「5. 留意事項」の（3）に規定するものであること。当該加算については、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
7. ⑬欄は、実際の付き添いの有無に関わらず、付き添いを実施する体制を確保している場合は「有」を選択すること。なお、児童希望入所の児童の受け入れ先までの送迎分も対象とする。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施した日数を計上すること（1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。）。
9. ⑮欄は、実施施設における専従職員の配置の単価を適用する場合に「有」と記入すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額1（3）①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
10 ⑯欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
11 ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
12 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

	実施施設の名称 ①	施設種別 ②	（②欄で「その他」を選択した場合のみ）具体的な施設種別 ③	里親等の数 ④	1日あたりの利用枠又は平均利用可能児童数 ⑤	年間開所日数 ⑥	利用児童数（延べ日数）夜間養護事業 基本分 ⑦	夜間養護事業 宿泊分 ⑧	休日預かり事業 ⑨	利用児童数（延べ日数）※養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用、利用料減免を実施する場合の加算分 夜間養護事業 基本分 ⑩	夜間養護事業 宿泊分 ⑪	休日預かり事業 ⑫	居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 付き添いの有無 ⑬	日数 ⑭	実施施設における専従職員の配置 実施の有無 ⑮	配置月数 ⑯	開設準備経費 ⑰	対象経費の実支出額 ⑱	国庫補助基準額 ⑲
施設 1																			
施設 2																			
施設 3																			
施設 4																			
施設 5																			
里親等	里親																		
里親等	保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者																		
里親等	その他の保護を適切に行うことができる者																		
合　計							0	0	0	0	0	0						0	0

（記入上の注意）
1. ②欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を選択すること。
2. ③欄は、②欄で「その他」を選択した場合における具体的な施設種別を記入すること（公共施設、障害児入所施設、医療機関等）。
3. 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。またその人数は④欄に記入すること。
4. ⑤欄は、子育て短期支援事業の実施にあたり、利用定員を設けている場合は、利用定員を記入すること。利用定員を設けていない場合は、前年度の運営状況等により平均利用可能児童数を算出し記入すること。
5. ⑥欄は、利用児童の有無に関わらず受入れを可能としているおおよその日数を記入すること。（例：月～金のみ開所施設であれば260日（週5日×52週）、特段の定めがなく、随時受け付けている場合は365日）
6. ⑩～⑫におけるひとり親家庭等とは「子育て短期支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第103号）の「5. 留意事項」の（3）に規定するものであること。当該加算については、養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に計上すること。
7. ⑬欄は、実際の付き添いの有無に関わらず、付き添いを実施する体制を確保している場合は「有」を選択すること。なお、児童希望入所の児童の受け入れ先までの送迎分も対象とする。
8. ⑭欄は、実施施設等毎に、訪問による児童の預かりや通学時等の付き添いを実施した日数を計上すること（1日に複数の児童に対し、複数回通学時等の付き添いを行った場合であっても、1日として計上する。）。
9. ⑮欄は、実施施設における専従職員の配置の単価を適用する場合に「有」と記入すること。当該加算については別紙の第2欄子育て短期支援事業、3基準額1（3）①から③の要件を満たすこと。また、1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対して補助するものとする。
10 ⑯欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
11 ⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」「子育て短期支援事業所」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。
12 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

取組内容		家庭訪問数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
ケース対応会議 ①	養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業 ②	③	④	⑤

（記入上の注意）
1. ①欄は、実施要綱の4の（4）に定めるケース対応会議を実施している場合は「〇」を記入すること。
2. ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「〇」を記入すること。
3. ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
専門的相談支援 ①	助産師等による訪問支援 ②	③	④

（記入上の注意）
1. ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
2. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への周知を図る取組	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会） ①	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 ②	③	④	実施要綱3（4）①の取組 ⑤	実施要綱3（4）②の取組 ⑥	⑦	⑧	⑨

（記入上の注意）
1. ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
2. ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「〇」を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

10. 子育て世帯訪問支援事業

	年間利用実世帯数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③
1.訪問支援費及び事務費・管理費			
2.研修費			
合計			

（記入上の注意）
1.　①欄は、年間の実世帯数を記入すること。（延べ利用件数ではないことに留意すること）
2.　②、③欄は「（1）訪問支援費及び事務費・管理費」「（2）研修費」における対応する欄の金額を記入すること。

（1）訪問支援費及び事務費・管理費

	事業所名	運営主体	事業実施月数	年間利用数												民間団体への委託実施	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
						利用者負担減免を行う場合の加算分												
						(ア)生活保護世帯		(イ)市町村民税非課税世帯				(ウ)市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯						
								1世帯あたり利用時間				1世帯あたり利用時間						
								96時間まで		96時間超		48時間まで		48時間超				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
				延べ利用時間数	延べ利用件数	延べ利用時間数	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数	延べ利用時間	延べ利用件数			
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
合計		（　か所）																

（記入上の注意）
1.　②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
2.　③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
3.　④欄は、利用者の利用時間の合計（年間延べ利用時間）を記入すること。
4.　⑤欄は、利用者の利用回数の合計（年間延べ利用件数）を記入すること。
5.　⑥、⑧、⑩、⑫、⑭欄は、別紙の第2欄子育て世帯訪問支援事業、3基準額1（1）イ加算分の区分に応じて年間延べ利用時間を記入すること。
6.　⑦、⑨、⑪、⑬、⑮欄は、別紙の第2欄子育て世帯訪問支援事業、3基準額1（1）イ加算分の区分に応じて年間延べ利用件数を記入すること。
7.　⑯欄は、民間団体へ事業を委託している場合に「○」を記入すること。（直営は含めないこと）
8.　児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

（2）研修費

訪問支援員の要件を満たすための研修を8時間以上実施	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
①	②	③

（記入上の注意）
1.　①欄は、訪問支援員の要件を満たすための研修を1人当たり8時間以上実施している場合に「○」を記入すること。なお、講習時間が8時間以上であっても「救急救命講習及び事故防止」に関する講座を含まない場合には「○」は記入できないことに留意すること。

別表２

市町村名

１１．児童育成支援拠点事業

	事業所名（名称）①	実施場所②	運営主体③	事業実施月数④	週当たりの平均開所日数⑤	定員⑥	年間実利用児童数⑦	年間延べ利用児童数⑧	ソーシャルワーク専門職員の配置⑨	心理療法担当職員の配置⑩	送迎の実施⑪	平日分		長期休暇等分		賃借料⑯	開設準備経費⑰	対象経費の実支出額⑱	国庫補助基準額⑲
												開所時間⑫	長時間開所加算対象時間数⑬	開所時間⑭	長時間開所加算対象時間数⑮				
1												～		～					
2												～		～					
3												～		～					
4												～		～					
5												～		～					
6												～		～					
7												～		～					
8												～		～					
9												～		～					
10												～		～					
合計	（　か所）											～		～					

（記入上の注意）

1．②欄は、「専用施設」、「児童館（児童センター等含む）」、「児童養護施設」、「児童家庭支援センター」、「その他（）」から該当するものを選択すること。
2．③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
3．④欄は、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とした値を記入すること。
4．⑤欄は、「週３日」、「週４日」、「週５日以上」から該当するものを選択すること。なお、同一施設において、開設日数の実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
《例》　4月～6月 → 週4日　、　7月～3月 → 週5日以上
・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。
5．⑥欄は、運営規程に定めている利用定員を記入すること。
6．⑨欄は、ソーシャルワーク専門職員を配置している場合は「有」を記入すること。
7．⑩欄は、心理療法担当職員を配置している場合は「有」を記入すること。
8．⑪欄は、居宅から事業所の間、学校から事業所の間等の送迎を実施した場合は「有」を記入すること。
9．⑫及び⑭欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。（１分未満切り捨て）
10．⑬及び⑮欄は、例のように記載し、小数点第3位を切り捨てること。（例：3時間10分⇒3.16）
11．⑯欄は、事業実施場所が賃貸物件の場合は「有」を記入すること。
12．⑰欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。
13．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

市町村名

12. 親子関係形成支援事業

	対象経費の実支出額 ①	国庫補助基準額 ②
1.親子関係形成支援プログラムの実施		
2.親子関係形成支援プログラム資格習得支援		
合計		

（記入上の注意）
1.「1　親子関係形成支援プログラムの実施」「2　親子関係形成支援プログラム資格習得支援」における対応する欄の金額を記入すること。

（1）親子関係形成支援プログラムの実施

	事業所名（名称） ①	運営主体 ②	1プログラムにおける回数 ③	年間実施プログラム数 ④	参加実人数 ⑤	利用者負担軽減を実施する場合の加算分 延べ利用回数			対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
						（ア）生活保護世帯 ⑥	（イ）市町村民税非課税世帯 ⑦	（ウ）市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯 ⑧		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
	合計									

（記入上の注意）
1. ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
2. ③欄は、1プログラムにおける回数（講座数）を全4回、全5回、全6回、全7回、全8回、全9回、全10回以上から該当するものを選択すること。
なお、同一運営主体で、種類の違うプログラムを実施する場合は、プログラム毎に行を分けて記入すること。
3. ④欄は、年間実施プログラム数（③欄に記入したプログラムの年間実施数）を記入すること。
4. ⑤欄は、年間の参加実人数を記入すること。
5. ⑥、⑦、⑧欄は、別紙の第2欄親子関係形成支援事業、3基準額1のイ加算分の区分に応じて年間延べ利用回数を記入すること。
なお、延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じた数とする。（例：全4回のプログラムを（ア）の世帯が5世帯利用した場合の⑥の欄は「20回」）
6. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

（2）親子関係形成支援プログラム資格習得支援

プログラム実施のための資格取得等支援の実施 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③

（記入上の注意）
1. ①欄は、プログラム実施のための資格等の取得や研修等の受講など、プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う場合に「○」を記入すること。
なお、資格取得者等に対して、本事業のプログラム実施への積極的な従事を要件とすること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

13．地域子育て支援拠点事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
1．一般型			
2．出張ひろば（一般型）			
3．経過措置・小規模型指定施設（一般型）			
4．連携型			
合計	0	0	0

（記入上の注意）
1．　②③欄には、「（1）一般型」「（2）出張ひろば（一般型）」「（3）経過措置・小規模型指定施設（一般型）」「（4）連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）一般型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 常勤職員 ⑦	専任職員の配置 非常勤職員 ⑧	専任職員の配置 合計 ⑨	平均利用親子組数（1日当たり） ⑩	従来のセンター型実施の有無 ⑪	地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 (ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ) ⑫	地域支援 (ア)	(イ)	(ウ)	(エ) ⑬	利用者支援事業の実施 ⑭	特別支援対応 ⑮	研修代替職員配置加算 ⑯	育児参加促進講習休日実施（概ね月2回以上）加算 ⑰	賃借料加算 ⑱	開設準備経費 改修費・備品購入費 ⑲	開設準備経費 礼金及び賃借料 ⑳	対象経費の実支出額 ㉑	国庫補助基準額 ㉒
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
計																													

（記入上の注意）
1．　②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを記入すること。
　※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2．　③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
3．　④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4．　⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5．　⑦⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6．　⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7．　⑪欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
8．　⑫欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の④の（ア）～（オ）のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。
9．　⑬欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑥の（ア）～（エ）のそれぞれについて、該当する欄に「有」を記入すること。（⑭利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。）
10．⑭欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合（基本Ⅲ型を除く）は「有」を記入すること。
11．⑮欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
12．⑯欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。（1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント）
13．⑰欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日（概ね月2回以上）に育児参加促進に関する講習会を実施した場合は「有」を記入すること。
14．⑱欄は、事業実施場所が賃貸物件であり、週5日以上、かつ1日6時間以上開設している場合に「有」を記入すること。
15．⑲⑳欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
16．同一施設において、開設日数や専任職員の配置の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。
　《例》　4月～6月（4日実施）→ 3～4日型　、　7月～3月（5日実施）→ 5日型
　・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。
　・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

（2）出張ひろば（一般型）

No.	出張元名称 ①	出張先名称 ②	事業実施月数 ③	開設日数（週当たり） ④	開設時間（1日当たり） ⑤	平均利用親子組数（1日当たり） ⑥	開設準備経費		対象経費の実支出額 ⑨	国庫補助基準額 ⑩
							改修費・備品購入費 ⑦	礼金及び賃借料 ⑧		
1										
2										
3										
4										
計										

（記入上の注意）

1．①欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
2．②欄は、出張元の拠点が出張ひろば事業を複数の場所において週1～2日実施した場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
3．③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4．⑤欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5．⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
6．⑦⑧欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

（3）経過措置・小規模型指定施設（一般型）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用親子組数（1日当たり） ⑧	事業内容 ⑨	保健相談（週3回程度実施）の有無 ⑩	開設年月日（H19.3.31以前でなければ対象外） ⑪	対象経費の実支出額 ⑫	国庫補助基準額 ⑬
1													
2													
3													
4													
5													
計													

（記入上の注意）

1．②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設（※）、その他（　）から該当するものを記入すること。
　※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
2．③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
3．④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4．⑥欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5．⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6．⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑨の(ｲ)の（d）のaを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7．⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑨の(ｲ)の(d)のa～cのうち該当する記号を全て記入すること。
8．⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（2）の⑨の(ｳ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
9．⑪欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

（4）連携型

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	事業実施月数 ④	開設日数（週当たり） ⑤	開設時間（1日当たり） ⑥	専任職員の配置 ⑦	平均利用親子組数（1日当たり） ⑧	地域の子育て力を高める取組の実施 ⑨	利用者支援事業の実施 ⑩	特別支援対応 ⑪	研修代替職員配置加算 ⑫	育児参加促進講習休日実施（概ね月2回以上）加算 ⑬	開設準備経費		対象経費の実支出額 ⑯	国庫補助基準額 ⑰
														改修費・備品購入費 ⑭	礼金及び賃借料 ⑮		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、その他児童福祉施設、その他（　）から該当するものを記入すること。
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
3. ④欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
4. ⑥欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
5. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。（事業に携わる職員の延べ人数ではない。）（小数点以下第1位を四捨五入）
6. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の（1）のアを利用する親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること。（小数点以下第2位を四捨五入）
7. ⑨欄は、地域の子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。（⑩利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。）
8. ⑩欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合（基本Ⅲ型を除く）は「有」を記入すること。
9. ⑪欄は、配慮が必要な子育て家庭等への支援を実施した場合に「有」を記入すること。
10. ⑫欄は、代替職員を配置して研修受講した職員の人数を記入すること。（1人が複数回の研修をした場合も「1」とカウント）
11. ⑬欄は、両親等が共に参加しやすくなるよう休日（概ね月2回以上）に育児参加促進に関する講習会を実施した場合は「有」を記入すること。
12. ⑭⑮欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. 同一施設において、開設日数の変更により実施形態が変わり、基準額の月割りが必要な場合は、以下の点に留意した上で複数行に記入すること。

    《例》　4月～6月（4日実施）→ 3～4日型　、　7月～3月（5日実施）→ 5～7日型

    ・①欄に記入する名称は同一名称とし、名称の後に「（形態変更）」と記入すること。なお、実施形態の変更に伴い名称を変更した場合も同一名称を記入すること。

    ・④欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における実施月数の合計が12月を超えないこと。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

14．一時預かり事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
1．一般型(一般分)			
2．一般型(その他分)			
3．幼稚園型Ⅰ			
4．幼稚園型Ⅱ			
5．余裕活用型			
6．居宅訪問型			
7．災害特例型			
小計(1＋5＋6)	0	0	0
小計(3＋4)	0	0	0
合計(1～7)	0	0	0

管内0～5歳人口 ④	年間延べ利用児童数 ⑤
	0

(記入上の注意)

1．②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(2)幼稚園型Ⅰ」「(3)幼稚園型Ⅱ」「(4)余裕活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

2．③欄のうち、一般型(一般分)について、⑤が④を超過する市町村は、市町村あたりの基本分に係る国庫補助基準額を次の算出式(※)によって算定した後、基本分を除くその他の加算及び経費に係る国庫補助基準額を合計した額を記入すること。

※全事業所の基本分に係る基準額合計×④÷⑤＋全事業所の基本分に係る基準額合計×(⑤－④)÷⑤×0.75

3．④欄には、管内の0～5歳人口(総務省「令和2年国勢調査」の値)を記入すること。

4．⑤欄には、管内全事業所の合計年間延べ利用児童数(一般型対象児童(イ～エを除く))を記入すること。

（1）一般型（一般分）

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施月数	利用児童数（年間延人数）																			
						ア 一般型対象児童（イ～エを除く）	イ 特別利用保育等対象児童															ウ 緊急一時預かり対象児童	エ 特別支援児童対象児童		
							平日				長期休業日（8時間未満）				長期休業日（8時間以上）				休日						
								長時間				長時間				長時間				長時間					
								2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		障害児	多胎児	合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦			⑧	⑨			⑩	⑪			⑫	⑬			⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
計						0																				

No.	利用児童数（年間延べ人数）				担当職員の配置				開所時間	開所日数	基幹型施設	地域密着Ⅱ型	開設準備経費		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	オ 利用者負担軽減															
	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満世帯	その他要支援児童等のいる世帯	保育士	家庭的保育者	研修受講者	合計					改修費等	礼金及び賃借料		
	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞
1																
2																
3																
4																
5																
計																

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他（　　）から該当するものを記入すること。その他の場合は（ ）内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑧⑩欄は、4時間（又は特別利用保育として提供される時間との合計が8時間）を超えた場合、⑫⑭欄は、8時間を超えた場合の年間延べ利用児童数を記入すること。
6. ⑮欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
7. ⑯～⑰欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
8. ⑲～㉒欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
9. ㉓～㉕欄は、一時預かり事業に従事する職員数を記入すること。
10. ㉔欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下の施設において家庭的保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみなしている人数を記入すること。
11. ㉗欄は、1日当たりの開所時間を記入すること。
12. ㉘欄は、年間の開所日数を記入すること。
13. 基幹型施設の場合は、㉙欄に「〇」を記入すること。
14. 地域密着Ⅱ型として実施している場合には、㉚欄に〇を記入すること。
15. ㉛㉜欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
16. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表２

（１）一般型（その他分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	利用定員 ④	事業実施月数 ⑤	事務経費		対象経費の実支出額 ⑧	国庫補助基準額 ⑨
						事務職員等 ⑥	賃借料 ⑦		
1									
2									
3									
4									
5									
計									

（記入上の注意）

1．②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公共施設、専用施設、その他（　）から該当するものを記入すること。その他の場合は（ ）内に具体的な実施場所を記載すること。
2．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3．④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4．⑤欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5．⑥⑦欄の該当するものに対象経費の実支出額の内訳額を記入すること。
6．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

（2）幼稚園型Ⅰ

No.	名称	施設所在地市町村名	設置主体	施設類型	施設の年間実施日数			幼稚園型Ⅰ																				開設準備経費（改修費等）	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
								年間延べ利用者数【自市町村分】											施設当たり年間延べ利用者数【広域利用含む】					保育体制充実加算		就労支援型施設加算				
					平日	長期休業日	休日	特別な支援を要する園児		⑧以外の園児									特別な支援を要する園児	⑯以外の園児										
										幼稚園在籍園児					幼稚園在籍園児以外					幼稚園在籍園児（平日+長期休業日）			幼稚園在籍園児（休日）							
												うち長時間			平日＋長期休業日＋休日	うち長時間					平日	長期休業日			保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者割合		配置月数			
												2時間未満	2〜3時間	3時間以上		2時間未満	2〜3時間	3時間以上												
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧					⑬	⑭			⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
1								平日		平日 ⑨																				
								長期休業日		長期休業日（8時間未満） ⑩																				
										長期休業日（8時間以上） ⑪																				
								休日		休日 ⑫																				
2								平日		平日																				
								長期休業日		長期休業日（8時間未満）																				
										長期休業日（8時間以上）																				
								休日		休日																				
3								平日		平日																				
								長期休業日		長期休業日（8時間未満）																				
										長期休業日（8時間以上）																				
								休日		休日																				
計																														

（記入上の注意）

1．③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。

2．④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（新制度）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかを記入すること。

3．⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。

4．⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休暇等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。

5．⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3．4．5．の考え方と同様である。

6．⑧～⑮欄は、自市町村分について記入すること。

7．⑨⑩欄に係る長時間分については4時間（又は教育時間との合計が8時間）を超えた場合、⑪⑫⑭欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者を記入すること。

8．⑯～⑳欄は、広域利用がある場合は、他の市町村に居住する利用者分も含め、施設所在地市町村に確認の上記入すること。
（施設所在地市町村が、当該施設における広域利用の実績等を踏まえた年間延べ利用者数（在籍園児の平日・長期休業日及び休日利用分に限る）を事業者から把握の上、あらかじめ利用者の居住地市町村に情報提供願います。）

9．㉑欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉒欄は、教育・保育従事者の保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「すべて」又は「2分の1以上」を記入すること。

10．㉓欄は、該当する場合に「有」を記入すること。その場合、㉔欄は、事務職員を実際に配置している月数に応じて「6月未満」又は「6月以上」を記入すること。

11．㉕欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

12．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

（3）幼稚園型Ⅱ

No.	名称	施設所在地市町村名	設置主体	施設類型	施設の年間実施日数			幼稚園型Ⅱ															
								年間延べ利用者数【自市町村分】												施設当たり年間延べ利用者数【広域利用含む】	開設準備経費（改修費等）	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
								2歳児				1歳児				0歳児							
					平日	長期休業日	休日	平日＋長期休業日＋休日	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日	うち長時間			平日＋長期休業日＋休日			
									2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上		2時間未満	2～3時間	3時間以上				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧			⑨	⑧			⑨	⑧			⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
1																							
2																							
3																							
計																							

（記入上の注意）

1. ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（新制度）のいずれかを記入すること。
3. ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はカウントせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にカウントすること。
4. ⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休暇等）中の平日における実施日をカウントすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にカウントすること。
5. ⑦欄は、⑤⑥欄にカウントする日以外の実施日をカウントすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3．4．5．の考え方と同様である。
6. ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
7. ⑧⑨欄に係る長時間分については8時間を超えた場合の年間延べ利用者を記入すること。
8. ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
9. 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

（4）余裕活用型

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施月数	利用児童数（年間延べ人数）								開設準備経費（改修費等）	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
					利用児童数（年間延べ人数）	特別支援児童対象児童			利用者負担軽減						
						障害児	多胎児	合計	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満世帯	その他要支援児童等のいる世帯			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1															
2															
3															
4															
5															
計															

（記入上の注意）

1．②欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
2．③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3．④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4．⑥～⑧欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
5．⑨～⑫欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
6．⑬欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
7．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

（5）居宅訪問型

No.	派遣元施設名称	設置主体	利用定員	事業実施月数	利用児童数（年間延べ人数）													開設準備経費（改修費等）	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
					緊急一時預かり対象児童以外			緊急一時預かり対象児童			特別支援児童対象児童			利用者負担軽減						
					4時間以上	4時間未満	合計	4時間以上	4時間未満	合計	障害児	多胎児	合計	生活保護世帯	住民税非課税世帯	年収360万円未満世帯	その他要支援児童等のいる世帯			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

（記入上の注意）

1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2．③欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
3．④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4．⑧～⑩欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
5．⑪～⑬欄は、特別支援児童加算対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
6．⑭～⑰欄は、利用者負担軽減対象の年間延べ利用児童数を記入すること。
7．⑱欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
8．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

（6）災害特例型

No.	名称	設置主体	事業実施月数	利用児童数（月単位の延べ人数）				対象経費の実支出額	国庫補助基準額
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児					
					1号認定	2号認定	3号認定		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1									
2									
3									
4									
5									
計									

（記入上の注意）

1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

3．④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。（利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。）

（例）4月14日～7月2日の間利用した児童　→　4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

4．児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

市町村名

15. 病児保育事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型（訪問型）			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計			
一般分（改善分）			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分（改善分）合計			

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「（1）病児対応型」「（2）病後児対応型」「（3）体調不良児対応型」「（4）非施設型（訪問型）」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

（1）病児対応型

①特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金（1日当たり） ⑤	事業実施月数 ⑥	利用児童数（年間延人数） ⑦	うち、送迎対応利用児童数（年間延人数） ⑧	送迎対応 ⑨	看護師等雇上費 ⑩	送迎経費 ⑪	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑫		送迎方法 ⑬	研修参加職員数 ⑭	普及定着促進費		改善分の減算の有無 ⑰
												（職員種別）	（人数）			改修費等 ⑮	礼金及び賃借料 ⑯	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	当日キャンセル対応加算		感染症対応に係る加配保育士の経費 ⑳	感染症対応に係る保育士加配をおこなう日数 ㉑	年間開所日数 ㉒	対象経費の実支出額 ㉓	うち特定分（基本分・加算分） ㉔	うち一般分（改善分） ㉕	国庫補助基準額 ㉖	うち特定分（基本分・加算分） ㉗	うち一般分（改善分） ㉘
	ダブルブッキングの防止策 ⑱	年間キャンセル回数 ⑲									
1											
2											
3											
4											
5											
計											

（記入上の注意）

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
12. ⑮⑯欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑰欄は、以下のいずれの要件も満たさない場合に「有」を記入すること。
    - ・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。
    - ・市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できる ICTを導入している。
14. ⑱⑲欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
15. ⑱欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
    - ア　ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
    - イ　予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
    - ウ　電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
    - エ　病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
16. ⑲欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
17. ⑳欄は、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士加配に係る経費を記入すること。
18. ㉑欄は、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行うための保育士加配をおこなう日数を記載すること。
19. ㉔欄は、㉗欄の「うち特定分（基本分・加算分）」と同額を記入すること。ただし、その額が㉓欄の「対象経費の実支出額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、㉓欄と同額を記入すること。
20. ㉕欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、㉓欄の「対象経費の実支出額」から㉔欄の「うち特定分（基本分・加算分）」を除いた額を記入すること。
21. ㉗欄は、別紙の第3欄に定める基準額（改善分を除く）を記入すること。
22. ㉘欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用(生活保護)延べ人数 ②	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯)延べ人数 ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（2）病後児対応型

①特定分（基本分・加算分）及び一般分（改善分）

No.	名称 ①	実施場所 ②	運営主体 ③	利用定員 ④	利用料金（1日当たり） ⑤	事業実施月数 ⑥	利用児童数（年間延人数） ⑦	うち、送迎対応利用児童数（年間延人数） ⑧	送迎対応 ⑨	看護師等雇上費 ⑩	送迎経費 ⑪	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑫		送迎方法 ⑬	研修参加職員数 ⑭	普及定着促進費		改善分の減算の有無 ⑰
												（職員種別）	（人数）			改修費等 ⑮	礼金及び賃借料 ⑯	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

No.	当日キャンセル対応加算		感染症対応に係る加配保育士の経費 ⑳	感染症対応に係る保育士加配をおこなう日数 ㉑	年間開所日数 ㉒	対象経費の実支出額 ㉓	うち特定分（基本分・加算分） ㉔	うち一般分（改善分） ㉕	国庫補助基準額 ㉖	うち特定分（基本分・加算分） ㉗	うち一般分（改善分） ㉘
	ダブルブッキングの防止策 ⑱	年間キャンセル回数 ⑲									
1											
2											
3											
4											
5											
計											

（記入上の注意）

1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑨欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑪欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑫欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑬欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑭欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
12. ⑮⑯欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑰欄は、以下のいずれの要件も満たさない場合に「有」を記入すること。
    - ・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。
    - ・市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等できる ICTを導入している。
14. ⑱⑲欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
15. ⑱欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
    - ア　ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
    - イ　予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
    - ウ　電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
    - エ　病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
16. ⑲欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
17. ⑳欄は、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行う保育士加配に係る経費を記入すること。
18. ㉑欄は、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる場合において、隔離等の感染防止対応を行うための保育士加配をおこなう日数を記載すること。
19. ㉔欄は、㉗欄の「うち特定分（基本分・加算分）」と同額を記入すること。ただし、その額が㉓欄の「対象経費の実支出額」を超える場合又は改善分の減算を適用している場合は、㉓欄と同額を記入すること。
20. ㉕欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、㉓欄の「対象経費の実支出額」から㉔欄の「うち特定分（基本分・加算分）」を除いた額を記入すること。
21. ㉗欄は、別紙の第3欄に定める基準額（改善分を除く）を記入すること。
22. ㉘欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免分加算

No.	名称 ①	減免分加算適用(生活保護)延べ人数 ②	うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯)延べ人数 ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（3）体調不良児対応型

①特定分（平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用児童数（年間延人数） ⑤	うち、送迎対応利用児童数（年間延人数） ⑥	送迎対応 ⑦	看護師等雇上費 ⑧	送迎経費 ⑨	送迎対応を行う職員種別・人数 ⑩		送迎方法 ⑪	研修参加職員数 ⑫	対象経費の実支出額 ⑬	国庫補助基準額 ⑭
										（職員種別）	（人数）				
1															
2															
3															
4															
5															
計															

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有（一般）」と記載すること。
5. ⑧欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
6. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
7. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等（看護師、準看護師、保健師又は助産師）の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
8. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他（　　）のいずれかを記入すること。その他の場合は（　）内に具体的な実施方法を記入すること。
9. ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること（1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。）。
10. 一般分（改善分）に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、②～⑤欄は記載せず、⑬欄及び⑭欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分（改善分）（平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。）

No.	名称 ①	実施場所 ②	設置主体 ③	事業実施月数 ④	利用児童数（年間延人数） ⑤	対象経費の実支出額 ⑥	国庫補助基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
計							

（記入上の注意）

1. ②欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. 一般分（改善分）に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「①特定分」欄に記入すること。

（4）非施設型（訪問型）

No.	名称 ①	設置主体 ②	事業実施月数 ③	利用料金（1日当たり） ④	対象経費の実支出額 ⑤	国庫補助基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

（記入上の注意）

1．②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。

2．③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

16. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

基本事業																	
事業開始年月	会員数				支部数	講習（24h以上）の実施	土日実施加算	預かり手増加のための取組加算				提供会員の定着促進加算	合同実施市町村	ひとり親家庭等への利用支援			
								出張登録会等の開催やSNSによる広報等の実施	預かりを行う会員数の増加等に応じた加算								
	提供会員	依頼会員	両方会員	合計					前年度提供・両方会員数	増加人数	増加割合			ア 優先して調整	イ 早朝、夜間等に対応	ウ援助会員への助成	エ訪問実施
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱

基本事業							病児・緊急対応強化事業							対象経費の実支出額	国庫補助基準額
地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算	性被害防止対策加算	開設準備経費		利用件数（年間延べ数）			事業開始年月	利用件数（年間延べ数）			近隣市町村会員の受入	初年度体制整備	合同実施市町村		
		改修費・備品購入費	礼金及び賃借料	預かり	送迎	合計		預かり	送迎	合計					
⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞

（記入上の注意）

1. ①欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
2. ②～⑤欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。
3. ⑥欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
4. ⑦欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「〇」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「〇」は記入できないことに留意すること。
5. ⑧欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「〇」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
6. ⑨欄は、出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
7. ⑩～⑫欄は、提供会員・両方会員（依頼会員は対象外）を右記のとおり増やした場合に、⑪⑫いずれか該当する方を記入すること。（前年度の会員数 19人以下→2人以上増、20～99人→1割以上増、100人～199人→1割以上増、200人以上→20人以上増）
8. ⑬欄は、提供会員の定着促進の取組における経費を申請する場合、「有」と記入すること。
9. ⑭欄は、基本事業を合同で実施した場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名（24h講習のみ）」と記入すること。
10. ⑮～⑱欄は、実施要綱3（3）②のア～エのうち実施している支援について「〇」を記入すること。（複数選択可。なお、ひとり親家庭、低所得者、ダブルケア負担及び配慮が必要な子育て家庭等の世帯の全てに対し、いずれかの支援を行うこと。）
11. ⑲欄は、地域子育て支援拠点等との連携を実施した場合は「〇」を記入すること。
12. ⑳欄は、性加害防止対策に資する取組を実施した場合は「〇」を記入すること。
13. ㉑、㉒欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
14. ㉓～㉕欄は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、送迎については、1人の提供会員が1回の援助で送りと迎えの両方を行った場合でも、送迎1件と計上。
15. ㉖欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
16. ㉗～㉙欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「0」を記入すること。
また、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
17. ㉚、㉛欄は、当てはまる場合に「〇」を記入すること。
18. ㉚欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。また、当該措置は㉜の「複数市町村での合同実施」とは別の制度であることに留意すること。
19. ㉜欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施した場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

別表2

17. 産後ケア事業

市町村名

類型	か所数等	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③
1. デイサービス型			
2. アウトリーチ型			
3. ショートステイ型			
4. 24時間365日受入体制整備加算			
5. 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算			
6. 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に近じか加算			
7. 夜間に職員を2名以上配置した場合の加算			
8. 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算			
9. 上記以外の世帯に対する利用料減免加算			
合計		0	0

（記入上の注意）
1. 「1. デイサービス型」の①欄には、(1)における「デイサービス型」の実施施設の合計を記入すること。
2. 「2. アウトリーチ型」の①欄には、(1)における「アウトリーチ型」の実施施設の合計を記入すること。
3. 「3. ショートステイ型」の①欄には、(1)における「ショートステイ型」の実施施設の合計を記入すること。
4. 「4. 24時間365日受入体制整備加算」の①欄には、(1)の⑪欄における実施施設の合計を記入すること。
5. 「5. 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算」の①欄には、対象となる延べ人数を記入すること。
6. 「6. 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に近じか加算」の①欄には、(1)の⑪.⑫欄の合計を足した数を記入すること。
7. 「7. 夜間に職員を2名以上配置した場合の加算」の①欄には、(1)の⑬欄の合計を記入すること。
8. 「8. 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算」の①欄には、対象となる延べ人数を記入すること。
9. 「9. 上記以外の世帯に対する利用料減免加算」の①欄には、対象となる延べ人数を記入すること。
10. ②欄には、各類型における対象経費の実支出額を記入すること。

（1）産後ケア事業（デイサービス型、アウトリーチ型、ショートステイ型）

実施件数	直営・委託の別	事業所（委託先）名	事業所（委託先）の所在地	事業所（委託先）種別	その他の事業所（委託先）種別	ベッド数（産後ケア宿泊・デイサービスの場合）	産婦の利用可能期間	デイサービス型					アウトリーチ型				ショートステイ型						
								対象経費の実支出額（平均月額）	月額基準額	実施月数	基準額	兄姉や生後4か月以降 の児を受け入れ加算（月数）	対象経費の実支出額（平均月額）	月額基準額	実施月数	基準額	対象経費の実支出額（平均月額）	月額基準額	実施月数	基準額	24時間365日受入体制整備加算（有無）	兄姉や生後4か月以降 の児を受け入れ加算（月数）	夜間に職員を2名以上配置した場合の加算（月数）
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
1							～ ヶ月	円	円	ヶ月	円	ヶ月	円	円	ヶ月	円	円	円	ヶ月	円		ヶ月	ヶ月
2							～																
3							～																
4							～																
5							～																
6							～																
7							～																
8							～																
9							～																
10							～																
合計																							

（記入上の注意）
1. ①欄は、「直営」もしくは「委託」を選択すること。
2. ③欄は、事業所（委託先）の所在地が、「実施市町村」か「他市町村」かを選択すること。
3. ④欄は、「病院」「診療所」「助産所」「産後ケアセンター」「こども家庭センター」「市町村保健センター」「その他」から当てはまるものを選択すること。
4. ⑤欄は、④欄で「その他」を選択した場合に、具体的な種別を記入すること。
5. ⑥欄は、産後ケアのショートステイ型、デイサービス型の場合にベッド数を記入すること。宿泊実利用の場合は、おおよその利用可能数を記入すること。
6. ⑦欄は、産婦の利用可能期間を記入すること。（例：0～1か月）期型により利用可能期間が異なる場合には、最も対象が広い期型の期間を記入すること。
7. ⑧.⑬.⑰欄は、各事業所における対象経費の実支出額の平均月額を記入すること。
8. ⑨.⑭欄は、⑧.⑬欄を別紙に記載されたデイサービス型・アウトリーチ型の基準額で除した数値（小数点第2位を切り上げ）を算出し、その数値を別紙に記載されたデイサービス型・アウトリーチ型の基準額に乗じて得た額を記入すること。
9. ⑩.⑮.⑱欄は、各事業所における本事業を実施した月数を記入すること。
10. ⑪.⑯.⑲欄は、⑨.⑭.⑱欄に⑩.⑮.⑱欄の月数を乗じて算出すること。
11. ⑫.⑳欄は、1つの施設でデイサービス型及び(ショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、ショートステイ型の1か所分として記入すること。
12. ⑲欄は、⑱欄を別紙に記載されるショートステイ型の基準額で除した数値（小数点第2位を切り上げ）を算出し、その数値を別紙に記載されるショートステイ型の基準額に乗じて得た額を記入すること。
13. ㉓欄は、ショートステイ型の施設において、午後6時から翌朝の午前8時まで（に勤務職、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に記入すること。

（2）産後ケア事業（デイサービス型、アウトリーチ型、ショートステイ型）の別紙

事業実績					
（デイサービス型）利用実人数	（デイサービス型）利用延人数	（アウトリーチ型）利用実人数	（アウトリーチ型）利用延人数	（ショートステイ型）利用実人数	（ショートステイ型）利用延人数
①	②	③	④	⑤	⑥
人	人	人	人	人	人

別表2

市町村名

1．地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業

類型	か所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
（1） 業務のICT化を行うためのシステムの導入 （2） 研修のオンライン化			
（3） 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

（記入上の注意）
1． ②③欄には、「（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化」「（3）通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
2． ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

実施内容の報告

事業名 ①	事業所名 ②	導入した機能等 ③	導入機器の名称及び事業内容 ④	システム事業者等の名称 ⑤	事業による効果							
					業務効率化 ⑥	残業時間縮減 ⑦	業務負担軽減 ⑧	利便性向上 ⑨	対応時間増加 ⑩	話し合い増加 ⑪	研修機会増加 ⑫	その他 ⑬

（記入上の注意）
1．導入した機能等ごとに記載すること。
2．①欄は、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、産後ケア事業から、該当するものを選択すること。
3．③欄は、利用者の入退所の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能、オンライン相談・オンライン訪問に関する機能、自動文字起こしに関する機能、記録の共有に関する機能、研修のオンライン化、通訳や翻訳のための機器の導入から、該当するものを選択すること。
4．④欄は、導入した機器等の具体的な名称及び、事業内容を記載すること。
5．⑥～⑫欄は、当てはまるものすべてに〇を記入し、⑬欄は、具体的な内容を記載すること。
⑥業務が効率的に行えるようになった
⑦残業時間が縮減された
⑧業務負担が軽減した
⑨利用者の利便性が向上した
⑩利用者に直接対応する時間が増えた
⑪職員同士の話し合いの時間が増えた
⑫研修機会が増えた

別表２

１．地域子ども・子育て支援事業におけるＩＣＴ化推進事業
（１）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（２）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所	円	円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

（記入上の注意）
1.　②欄は、（１）業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入、（２）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
2.　③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

１．地域子ども・子育て支援事業におけるＩＣＴ化推進事業
（３）通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
利用者支援事業	か所	円	円
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

（記入上の注意）
1.　②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
2.　③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表２

１．地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（令和７年度補正予算分）

市町村名

事業名	事業所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助基準額 ③
		円	円
利用者支援事業	か所		
延長保育事業	か所		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る）	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
一時預かり事業	か所		
病児保育事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和7年度事業に限る）	か所		
合計			

（記入上の注意）
1.　③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。